

第6章 英国における高等教育制度と大学の設置形態

秦由美子（広島大学）

1. 英国（連合王国）の高等教育機関（Higher Education Institutions: HEIs）の基本情報

1-1 HEIs 総数（2001/02 年度）

1960年代には連合王国4地域での総数が39校であった大学数も、2005年には大学¹は116校、高等教育カレッジ及びインスティテュート、そしてユニヴァーシティー・カレッジは合わせて53校、高等教育課程を開設する継続教育カレッジは約400校となった（HEFCE 2005a）。学生総数は、197万3,545人となっている（日本は、国立大学法人：87、公立：76、私立学校法人：571で、総数が734である。）また、連合王国では、日本で意味するところの私立大学は1校のみである（バッキンガム大学）。

1-2 設立根拠法／運営規則・基準／その他の法的規制／大学設立認可

英国の大学の設置方法は、大別して2種類に分類できる。一つは、国王や領主が設立の主体であり、その認可権者である場合、もう一つは、篤志家や富裕階層、あるいは地方自治体が設立の主体であって、設置認可権を持つ国王に設立勅許状（Royal Charter）を求める場合である。

ポリテクニクの大学昇格による一元化以前の大学には、伝統的大学、カレッジ連合大学、旧市民大学、新市民大学、新構想大学²及び上級工学カレッジ（CAT）から昇格した工科大学に分類され、各大学は性格を異にしていた。しかし、1988年の教育改革法（1988 Education Reform Act）及び1992年の継続・高等教育法（1992 Further and Higher Education Act）の二つの教育法を経て、ポリテクニクが大学に昇格し（英国高等教育の二元構造の一元化）、大学数及び学生数が急増することになった。

まず、1988年の教育改革法により、地方教育当局（LEA）が設置し管理してきた教育機関の中で条件³に該当する教育機関は自動的に高等教育法人（higher education corporation）としてLEAから独立することになった。この結果、准大学高等教育機関であったポリテクニクと少数のカレッジ、高等教育カレッジ及びインスティテュートやユニヴァーシティー・カレッジは高等教育法人となった。

これらの機関は高等教育法人としてLEAから独立したものの、依然として学位授与権を有していなかった。つまり、独自の学位授与権を有していなかったため、大学とは認められなかった。しかし、法人化の条件をクリアした高等教育法人の中で、法令上の規定ではないものの一定の条件⁴を満たした機関が、各機関が任意に行う申請に基づき枢密院での審査を経て、1992年の継続・高等教育法により学位授与権と大学の名称を受けることが認可されることになった。

1988年と1992年の二つの教育法の登場により、従来大学として認可されてこなかった非大学は、上記の3条件を満たした上で、各機関が望めば大学という名称を使用することが可能となった。これによって、1992年以前からの大学は旧大学（old universities）あるいは1992年以前の大学（Pre-1992 universities）と呼ばれ、1992年以降に大学という名称を受けた大学は新大学（new universities）あるいは1992年以降の大学（Post-1992 universities）と呼ばれることになったものの、同じ大学という範疇に入るようになった。つまり、非大学高等教育機関を代表するポリテクニクが大学に昇格し、二元構造が一元化されたのであった。

一元化後の各教育機関の設置形態による設立根拠法、運営規則・基準、その他の法的規制、大学設立認可は、表 6-1 のとおりである。

表6-1 1992年以降の教育機関

教育機関の種類	主たる教育課程	設置形態	設置根拠
オックス・ブリッジ	学位取得課程	個別法による法人	大学規程 (statutes)
ロンドンスクール・オブ・エコノミクス (London School of Economics and Political Science: LSE)	学位取得課程	有限責任保証会社	英国会社法
旧大学(1992 年以前からの大学)	学位取得課程	勅許法人	国王設立勅許状
新大学 (1992 年以降の大学)	学位取得課程	高等教育法人	1988 年教育改革法 1992 年継続・高等教育法
ダーラム大学等	学位取得課程	非営利会社	個別法
高等教育カレッジ/ ユニヴァーシティー・カレッジ	非学位取得課程	高等教育法人	1988 年教育改革法
継続教育カレッジ	非学位取得課程	継続教育法人	1992 年継続・高等教育法

出典：篠原康正 2006 『諸外国の高等教育』文部科学省，pp. 65. を基に追加作成。

1-3 大学設立・存続の要件

大学設立の要件は、一元化以前の市民大学においては、設立勅許状 (Royal Charter) が獲得されるまでに長い期間があり、高等教育機関としての実績が必要であった。また、地域の篤志家や富裕階層による運動が展開され、政府の示す基金の確保が必要となった。さらに、大学設立には地場産業や地域文化との関係が重視された。

一方、新構想大学の設立は市民大学と異なり、カレッジやユニヴァーシティー・カレッジとしての実績がなくとも最初から学位授与権や大学院を有する大学の設立が可能となった。地方が財政負担をすると共に、政府も経常費等予算を出すことになった。

英国の大学は、極めて大幅な自治権を有しているが、その自治権が無制限というものでもない。大学の存続の要件、あるいは、大学自治が許されるのは、まず、大学が設立勅許状 (Royal Charter) を得ていることである。大学が修正案を出す場合には、その修正案を補足するチャーターや学則 (statute) が必要となる。また、学則の修正、廃止、追加に際しては枢密院の承認が必要となる。

1-4 各種権限の所在

各種権限の所在については、設立勅許状（Royal Charter）において各大学に保証されている。法人団体である大学の特権として設立勅許状の中で一般に明示されているものは、以下の事柄である。

①人としての存在の保証、②永代相続権、③学位授与権、④共通印璽（common seal）、⑤団体として訴訟し、訴訟される権利、⑥土地、財産の保有権、⑦学生の選抜権、⑧教職員の任用権、⑨大学教育の内容の決定権、⑩学位水準の決定権、⑪出版の自由、⑫経常費の学内配分の決定権、⑬授業料の徴収、⑭収益事業の実施権、⑮資産の所有権と売却の自由、⑯民間資金借入の権利（借金を行い、そのための担保を提供しうる）

1-4-1 教職員の身分

公務員ではなく、雇用主である大学との雇用契約に基づいて働く被雇用者である。

1-4-2 教員の種類

教授、上級講師（senior lecturer そのうち一部を准教授（reader）とする場合もある）、講師（lecturer）及びその他の教育・研究職がある。2001年度は、それぞれ9.6%、17.2%、35.0%及び38.1%となっている。基本的な職務としては、教育と研究双方を職務とする者が6割、研究のみが3割、教育のみが1割となっている。

教授は、副学長（Vice-Chancellor: VC）や学部長などの管理運営に係る職は別として、アカデミックなポストとしては最上級に位置し、当該分野の教育研究の推進を図る責任を負っている。教授職の占める割合は他国より少なく、従前は教授が学科長（Head of Dept.）の職に就くのが慣行であったが、近年輪番制にするなど教授以外の者も学科長になるようになっていく。

上級講師は、教授と共に上級教員（senior staff）を形成する。上級講師のうち業績の優れた者を准教授とする場合もあるが、職務上は上級講師と同じで、必ずしも上級講師から区別された恒常的なポストとして設けられているわけではないが、給与表上は一般に上級講師の中で最も高い号俸を得る。講師は講義やセミナー等を持ち、試験の作成・評点を行うほか研究にも従事しており、職務上は上級講師と大きく異なるものではない。ただ、学科長等の役職に就くことは少ない。

表 6-2 教員の種類及び職務からみた構成（2001 年）

単位：人

合計	教授	上級講師	講師	その他教育・研究職
計				
143,150	13,810	24,630	50,140	54,570
FT				
119,900	12,825	22,720	41,490	42,865
[男/女]	[11,140/1,685]	[16,940/5,780]	[25,340/16,150]	[25,255/17,610]
PT				
23,250	990	1,910	8,645	11,705
[男/女]	[860/130]	[1,125/785]	[3,535/5,110]	[5,000/6,705]
構成比				
100%	9.6	17.2	35.0	38.1

職務	教育及び研究	研究中心	教育中心
計 143,150	84,955	44,845	13,350
FT 119,900	74,960	39,060	5,880
PT 23,250	9,995	5,785	7,470
構成比 100%	59.3	31.3	9.3

出典： HESA *Reference Volume Resources of Higher Education Institutions 2001/02*.

註： FT=フルタイム学生、PT=パートタイム学生

1-4-3 任用、昇進、終身在職権

①任用と昇進

教員は通常、セネト (Senate) の推薦に基づきカウンスル (Council) により任命される。任用については各大学において裁量権があり、一般には研究業績をもとに、独自の選考基準により任用し、昇進をさせているが、各大学の具体的な選考基準が公表されることはあまりない。

教授及び講師のポストは公募されるのが一般的であるが、上級講師の場合は、一般に内部からの昇格が多い。

②終身在職権 (academic tenure)

大学教員の雇用期間は、契約により、1) 期限付きの雇用と、2) 定年までの雇用 (permanent contract) とに分類され、特に定年までの雇用は、違法行為や極端な問題行為を行った場合などを除き、定年 (通常 65 歳) まで解雇されない権利として「アカデミック・テニユア (academic tenure: 終身在職権)」が与えられ、大学教員の雇用慣行として保証されてきた。

しかし、1988 年教育改革法により新規採用者 (1987 年 11 月 20 日以降) を対象に、1) 余剰人員、2) 十分な事由がある場合には定年前に解雇可能となるテニユアの制限が、同法の 203 及び 204 条において規定された。「十分な事由」の中には、違法行為の他に能力や資格等による適格性の欠如が挙げられる。また、テニユア付きポストでも多くは試用期間 (probational period) が設けられており、その間の実績によっては試用後解雇という場合もある。試用期間の長さは大学により異なるが 2 年から 4 年程度である。

しかし、ブリストル大学の副学長 (VC) とのインタビューによると、ブリストル大学においては通常 5 年勤務後は自動的にテニユアが与えられることになっている (2007 年 2 月)。これは全国を通じての労働法 (Employment Law) に準じたもので、教員といえども、労働法に従うことが求められているからであるとの事である。

また、副学長 (VC) 職は、4 年毎に更新のための契約に入るが、更新される場合には 5 年目に入るためテニユアが獲得されることになる。給与は一年間で 25 万ポンド (約 5,000 万円) ということである。

③解雇

解雇については、規律・懲戒、あるいは余剰人員を扱う学内の委員会が審査に当たり、最終的にはカウンスルが解雇の決定を行う。また、解雇の決定に対する不服申し立ての手続きが必ず認められている。

表 6-3 教員の契約形態別割合（人：フルタイム換算数）

地位	契約	1995 年	2000 年
講師以上	終身	60,389 (65%)	64,012 (63%)
	期限付き	8,209 (9%)	9,553 (9%)
その他	終身	1,179 (1%)	1,485 (1%)
	期限付き	22,070 (24%)	25,010 (25%)
	その他	836 (1%)	1,286 (1%)
計		92,683 (100%)	101,346 (100%)

出典： HEFCE 2002, *Academic staff: trends and projections*. 医学系を除く

1-4-4 教員雇用の現状

教員の雇用に関する最新のイングランド高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for England: HEFCE）の報告書（HEFCE 2005b）によると、下記 1）から 5）といった状況が示された。

- 1) 1995/96 年度は非常勤の教員数の増加は 5%であったが、2003/04 年度には 10%に上昇していること
- 2) 同時期に殆どの学部・学科で教員数は増加しているものの、化学、物理、工学及び数学では教員数が減少していること
- 3) 1995/96 年度から 2003/04 年度にかけて 50 歳代の教員数には増減がないが、55 歳以上の教員は増加していること
- 4) 上記期間中に、女性教員、UK 以外の国籍を持つ教員、あるいは少数民族出身の教員は着実に増加していること（副学長（VC）の 12%は女性で、教授（professor）の約 15%が女性である）
- 5) 2004/05 年度から 2010/11 年度までの間、2003/04 年度の状況を維持し、6,000 名以上の新任教員をテニユアを持つ職階に任用するよう要求が出されたこと

更には、2004/05 年度から 2 年間は 1 億 6,700 万ポンドの追加の補助金が用意されている。この補助金は、新任教員の雇用、現教員の維持費、スタッフ・デヴェロップメント、そして機関の管理・運営の向上のための費用である。世界レベルの名声を維持するためには、優秀な教員を惹きつけ、研究意欲を高めなければならないことを再認し、あるいは、海外からの卓越した教員を雇用するために、これら補助金は利用されることになる。また、組合側も一般に高等教育の教員の給与は他の業種の給与より低いため、2006/07 年度からの授業料の値上げと今回の政府からの補助金により、少しでも給与が上がる可能性のあることを朗報と捉えている（HEFCE 2005b: 57-58）。

全体としては、教員は充足しているが、一部の学部においては教員数に多くの欠員が生じている。例えば IT、ビジネス、医学系、科学、工学系諸学科は企業の方が遥かに魅力ある給与を支給するため教員数が不足している。そのため、2003 年の白書『高等教育の将来』では、教員への給与は各大学自由度を高めることの必要性が提示された（2003 *White Paper presented to Parliament. January 2003 'The future of higher education'*, 4.20, 2003, HMSO.）。しか

し、その際重要な点は、政府が不足分野への補強として多額の補助金を投入したということである。2001/02 年度には 5,000 万ポンド、2002/03 年度には 1 億 1,000 万ポンド、2003/04 年度には 1 億 7,000 万ポンドが高等教育機関の教職員のために投入されたのである。これら資金は、新たな雇用、現状の教職員用、管理・運営、男女雇用機会均等、優れた授業への報奨のための費用として利用されている。

教員への給与への政府からの補助金は、2 本立て (twin-track) で戦略的に利用されることになっている。第一に、2004/05 年度には 5,000 万ポンド、2005/06 年度には 1 億 1,700 万ポンドが競争的資金として配分され、人的資源のために優れた制度を活用し、かつまたその制度が機能している各高等教育機関が自由に遣えることになっている。

第二に、教育に優れた教員への給与を差別化する試みを実施されている。2004 年度から 3 年間で優れた教育を行っている機関に最優秀教員のための報奨金を支払うことが決められた (*White Paper* 2003: 56-57)。

1-4-5 勤務条件

旧大学においては、各大学の規定や個人の契約により多種多様で、勤務時間も契約には必ずしも明記されていない。他方、新大学及び高等教育カレッジの教員の勤務条件は、全国的な雇用条件に関する合意に基づくとされている。例えば、指導時間は年間最大 550 時間、週当たり 18 時間とし、年間の指導週数は 36 週、その他の管理業務に 2 週間当てる、とされている。なお、旧大学においても、勤務時間については指導に年間 36 週及び管理業務に 2 週間当てることが全国的な合意事項となっている。

① 研究休暇 (sabbatical leave/study leave)

有給の研究休暇の長さや要件は大学により異なるが、一般的に 6、7 学期 (2 から 3 年) の勤務につき 1 学期 (数ヶ月)、または 6 から 7 年の勤務につき 1 年間となっている。

② 給与

教員の給与は、全国的なレベルで作成される給与表 (salary scale) を基本に、個々人の資格、職責、実績、勤務年数などを勘案して各大学が決定している。この給与表は、教員側と大学側の代表が合議し、毎年更新され、作成される。国はこれには関与しない。

近年 5 年間の最も大きな変革は、1) 給与体系の一本化、と 2) 副学長職の管理能力の強化であろう。

まず、1) について説明する。高等教育において教職員の給与は、大学側は高等教育雇用者協会 (Universities and Colleges Employers Association: UCEA) と、教員側は前大学教員協会 (Association of University Teachers: AUT) と前全国高等・継続教員組合 (National Association for Teachers in Further and Higher Education: NATFHE) が統合されてできた全国組織である大学及びカレッジ組合 (University and College Union: UCU) による交渉によって決定される。2006 年までは AUT と NATFHE はそれぞれ異なる給与体系であったが、給与表が統一されることになった。つまり、2004 年 2 月に、過去 40 年間の最大の懸案事項であったアカデミック・キャリアの大改革が 2006 年に断行されることが決まった。これにより、高等教育の全ての職は守衛から教授に至るまで、査定 (job evaluation) を受け、その結果により給与が決定されることになった。この改革の目的は、査定による給与額の透明化と平等化であるという (*THES*,

Feb 4 2004, p. 2)。

その基本枠組みは、

- 1) 全教職員、新大学も旧大学も、守衛から教授に至るまで給与表を一本化すること
- 2) 査定による5段階の給与表で、査定により減給になった教員も4年間は現状が維持されること
- 3) しかし、「市場補足給付金 (Market supplements)」により、教員が不足している学科においては給与表よりはるかに高額の特例給与が用意されること

という上記3点が核となっており、この改革によって類推できる高等教育界の政策意図は、下記3点が考えられる。

- 1) 旧大学と新大学の給与格差を減少することにより、旧・新大学の多方面における一層の格差の是正を図ろうとしていること
- 2) 大学内における役職の役割を明確化し、それぞれの役割に対して査定 (job evaluation) が実施され、それがそのまま給与に反映させること
- 3) 研究評価 (RAE) や学生、研究者を大学に惹きつける目的で優秀な研究者を集めるための特別な市場補足給付金が導入され、高等教育の市場化を促進すること

表 6-4 副学長 (VC) の給与表 (2004/05 年)

Institution	Vice-chancellor	Salary (£)	% rise in last 3 years
Surrey	Professor Patrick Dowling	266,000	61.2
Birmingham	Professor Michael Sterling	235,000	22.4
Warwick	Professor David Vandelinde	200,360	20.7
Bristol	Professor Eric Thomas	196,000	31.5
Brunel	Professor Steven Schwartz	196,000	32.4
Sheffield	Professor Robert Boucher CBE	193,000	27.8
Leeds	Professor Michael Arthur	189,818	14.3
Liverpool	Professor Drummond Bone	184,800	41.1
East Anglia	Professor David Eastwood	168,000	25.4
Leicester	Professor Robert Burgess	168,000	35.5
Abertay Dundee	Professor Bernard King	165,000	28.9
Coventry	Doctor Michael Goldstein	163,525	23.0
Oxford Brookes	Professor Graham Upton	162,000	26.6
Queen Mary	Professor Adrian Smith	162,000	27.6
Essex	Professor Sir Ivor Crewe	160,000	20.3
Strathclyde	Professor Andrew Hamnett	157,000	20.8
Royal Holloway	Professor Stephen Hill	156,000	27.9
Bradford	Professor Christopher Taylor	144,700	19.6
Lampeter	Professor Robert Pearce	107,000	15.1
	Average	177,590	27.8
	National average	154,060	25.0

近年教授職の給与の格差が大きくなってきている。そのため、例えば、新大学では、優秀な副学長を集めるために前年比 60%以上も給与を上げた大学(サリー大学)さえ出た。

例えば、伝統的大学であるオックスフォード大学では講師は、37,642 ポンド、ケンブリッジは 32,471 ポンドから最低賃金が始まっており、一方、新大学（旧ポリテクニク）であるブライトン（Brighton）大学やノーサンブリア（Northumbria）大学は 28,010 ポンドから、また、ダーラム（Durham）大学は 27,193 ポンドやティースサイド（Teesside）大学は 24,886 ポンドとかなり低い賃金からのスタートと、明らかに給与の格差がみられたが、近年教授職の給与の格差が大きくなってきている。例えば、リヴァプール（Liverpool）大学では教授職は 52,106 ポンドという高額な給与が導入されたため、マンチェスター大学においてもすぐに同額の給与が設定された（*THES*, Jan5, 2007）。

政策意図の 2）による役割分化の強化は、研究評価に参加する（research active）研究教員と教育のみに従事する教員の役割分化が促されると同時に、上述のアカデミック・キャリアの大改革の基本枠組みの導入により、大学間の教員獲得競争は益々激化するであろう。

表 6-5 新大学（1992 年以降に大学に昇格した大学）の給与増加表 （単位：£）

		2003 年 7 月	2004 年 8 月	変化率 (%)
講師	最低額	22,191	24,886	12.1
(Lecturer)	標準額	27,669	29,715	7.4
	最高額	27,669	30,607	10.6
上級講師	最低額	25,708	28,850	12.2
(Senior Lecturer)	標準額	34,191	36,546	6.9
	最高額	34,191	39,935	16.8
主任講師	最低額	32,125	37,643	17.2
(Principal Lecturer)	標準額	40,394	43,638	8.0
	最高額	40,394	46,296	14.6

出典： *THES*, Feb 4 2004, p. 2

統一後（2006 年度）の Lecturer、Reader、Professor の給与 （単位：£）

グレードとステージに分かれており、職階により異なる

- Lecturer: A02-01 給与 15,981、社会保険 994、ペンション 2237、合計 19,212
- Reader: A10-06 給与 50,787、社会保険 4835、ペンション 7110、合計 62,732
- Professor: A20-04 給与 41,700、社会保険 3671、ペンション 5838、合計 51,209
- A20-01 給与 55,162、社会保険 5395、ペンション 7723、合計 68,280

また、学内外の行政に対応しながら、世界へも進出し、さらに管理・運営能力をも要求されるようになった副学長職の空きが目立ち始めている。これには大学副学長と他の公的機関の給与格差も影響している。

1-4-6 学費の設定(イングランドの詳しい情報は3-4を参照)

現在、学費が問題となっているが、英国でも地域により学費への対応が異なっている。

- スコットランド：機関数の少なさが、スコットランド政府が学費を肩代わり、学費の無償を可能としている。1998年のブレア政権時に学費が導入されたが、スコットランドは2000年に廃止された。
- ウェールズ:UK, EU 学生は£3,225、ウェールズの学生 UK, EU 学生以外は、政府から£1,940の補助金が拠出されているため、結果的に£1,285を学生が支払うことになり、イングランドより安価な学費となる。

その結果、2005年度には、ウェールズ、スコットランドの大学への出願数がそれぞれ12%、17%増加することになった。

学生数は減少傾向で、多様な学生は継続教育機関で受け入れる方向に向かっている。一因は、政府による授業料の補償、奨学金の補償である。そこで、各機関が自由に使える資金源となる海外からの留学生を呼び込む方策に力を入れる大学も増加した。

確かに、2006年版 OECD インディケーターによれば、2005年から2015年の間の15歳から19歳人口は、8%減少傾向であるが、しかし、20歳から29歳人口は13%増加傾向にある。そのため、成人学生をターゲットとすることも考えられる。そのためにはパートタイム学生の受け入れとそのための奨学金制度の充実が求められる。

イングランドでは高等教育機関にはPT学生は少ない。これは、奨学金との関係である。それに比べて、継続教育機関には就労しながら学ぶPT学生が多数在籍している。

表6-6 高等教育を受ける学生の課程別及び受講形態別割合 (2001/02年度)

	%
フルタイム学部生（第一学位）	45.1
パートタイム学部生（第一学位）	5.2
フルタイム学部生（その他）	6.2
パートタイム学部生（その他）	21.0
フルタイム大学院生（座学課程）	4.3
パートタイム大学院生（座学課程）	6.0
フルタイム大学院生（研究課程）	2.6
パートタイム大学院生（研究課程）	2.5
フルタイム大学院生（その他）	2.1
パートタイム大学院生（その他）	5.0
合計	100.0

出典： HESA 2008, *Students in Higher Education Institutions 2001/02*.

2. 高等教育に対する政府統制

2-1 高等教育所管省庁

2009年6月に政府は、従来の Department of Innovation, Universities and Skills (DIUS) と Department of Business, Enterprise and Regulatory Reform を合併し、Department for Business, Innovation and Skills (BIS) を設立することを公表した。知識基盤社会の中で大学はバックボーンとして存在するものの、前面に出ず、ビジネスを中心とした、技術開発に力が入れている。

BISは職員が3,100名おり、更に約1,100名はUK Trade & Investmentで働いている。年210億ポンドの予算（全省の中で第6位）がついており、以下の部門に分かれている。高等教育担当部局は大学と技能（University and Skills）部局である。

- ① Business
- ② Economic and Policy Analysis
- ③ Fair Markets
- ④ Finance and Commercial
- ⑤ Innovation and Enterprise
- ⑥ Legal, People and Communications
- ⑦ Science and Research
- ⑧ UK Trade & Investment
- ⑨ Shareholder Executive
- ⑩ Universities and Skills

2-2 仲介組織：高等教育財政審議会（Higher Education Funding Councils: HEFCs）

1988年までは、大学補助金委員会（University Grants Committee: UGC）が英国の各大学に研究補助金を配分していたが、1988年の教育改革法によりこの大学補助金委員会が廃止され、高等教育の私営部門である大学のための新しい補助金委員会である大学財政審議会（Universities Funding Council: UFC）とポリテクニクやカレッジといった公営部門のためのポリテクニク及びカレッジ財政審議会（Polytechnics and Colleges Funding Council: PCFC）が新たに創設された。これら財政審議会は教育科学省の管轄であった。

1992年の継続・高等教育法によりパブリック・セクターとプライベート・セクターが一元化されたのに伴い、財源を供給する補助金審議会も4つの高等教育財政審議会にまとめられた。イングランド、ウェールズ、北アイルランド、そしてスコットランドの4つの高等教育財政審議会（HEFCs）で、イングランド高等教育財政審議会（HEFCE）、ウェールズ高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for Wales: HEFCW）、北アイルランド教育省（Department of Education, Northern Ireland: DENI）、スコットランド高等教育財政審議会（Scottish Higher Education Funding Council: SHEFC）となる。

この政府と各高等教育機関の間に位置するとされる財政審議会は独立法人で、その管理・運営は議長1名ならびに最高責任者2名を含む委員13名（その内企業家は1,2名）に任されており、委員全員の共同責任の形をとっている。財政審議会は活動方針を定めると共に、1992年継続・高等教育法の規定および教育雇用大臣の指針や通達に各大学の行政・運営や教育が適合しているかどうかについての確認も行う。

各高等教育機関へ振り分ける総額は中央政府が決定し、優先すべきものや勧告も政府が行うが、実際の配分に関しては財政審議会が全面的に責任を負い、補助金の大半を教育および研究の種別や実績に従って各高等教育機関に分配する。これら財政審議会は審議会の基準に従って、自由に公的補助金を配分する権限を持っているものの、同時にその使途についての説明責任も有し、補助金配分の年次報告書を年に一度提出することになっている。一方、教育雇用相は財政審議会の活動について議会に報告する責任を負っており、政府はまた、財政審議会を監督・検査する権限を有している。

1996 年当時、財政審議会の使命は「国家の必要に鑑みつつ、財政的に健全な範囲で、質が高く費用効率のよい教育・研究活動を促進する」(HEFCE 1996, *Challenge and Achievement: Annual Report 1995-96*) ことであり、そのために次の5点を原則としていた。

- 1) 各高等教育機関に対し、教育・研究活動の質を評価し高める一方、学生からの需要に効率的に応えるよう奨励する。
- 2) 高等教育へのアクセスとその機会を拡大して、高等教育における多様性を奨励する。
- 3) 各高等教育機関の自治を十分に認識しつつ、積極的な共同活動を促進する。
- 4) 各高等教育機関がそれぞれの長所を確立し、その地域的、国家的、国際的役割を拡大するよう奨励する。
- 5) 各高等教育機関が、その運営能力の強化ならびに十分に検討された戦略計画の立案を通じて上記の目的を支援し、その財源ならびに施設設備が効果的かつ効率的に使用されているか、経費に見合った価値が得られているかについて確認するよう奨励する。

しかし、審議会の最新の原則によると、以下のように変化してきている。

- 1) 均衡 (Balance) : 一段と卓越性 (excellence) を追求し、国際レベルを維持しつつ、同時に長期的観点から、新しい分野での研究基盤の発展も容易にするよう務める。特に、英国における科学技術の広範囲に亘る研究基盤と訓練は必須である。
- 2) 選択 (Selectivity) : 研究評価 (RAE) を通じての各高等教育機関の学部や学科における質の評価により、補助金は選択的に配分される。成果が評価され各機関の政策の影響が色濃く反映する RAE が現在の実施形態である。各機関は補助金獲得のために競合することができるが、うまく獲得できるかどうかは実施される研究の質如何である。
- 3) 多くの研究単位に (Plurality) : 財政審議会の補助金は、他からの種々の補助金とのバランスを考えながら、しかし配分が重ならぬように、できる限り多くの分野、学部、学科に配分することを目的とする。研究には分野を超えた学際的なものや応用分野も含むものとする。
- 4) 説明責任 (Accountability) : 各機関が円滑に管理・運営されており、機関の達成目標が明確であるかを財政審議会が査定する。
- 5) 競争 (Competitiveness) : 審議会は各機関が、研究を基盤とした国際競争力を維持することを目標としながらも、各機関こそが地元経済と地域の発展に重要な役割を果たすことを理解している
- 6) 敏速な対応 (Responsiveness) : 高等教育機関の3つの核となる活動—即ち研究、教育、そしてビジネスや地域との連携—を円滑に進めるために審議会は財源を最も有効利用するように対応する

(HEFCE 1999, *HEFCE Current Funding Principles*)。

財政審議会は様々な活動を行っているが、その主要なものは各高等教育機関に対する教育・研究活動資金(経常経費)の配分といえよう。配分は3つの分野、すなわち研究、教育、そして特別領域にわたって行われ、総費用のうち研究に対する支出は約20%、教育71%、その他9%で、多くの場合、各機関への配分は、高等教育機関側代表との協議を経て決定されることになっている。配分の方針と方式は公開されるのが原則であり、補助金は一括して配分され、各機関がどのように使用するかは自由裁量である。

2-3 使命・目標・計画の設定・承認

各大学が独自に設定し、承認する。

2-4 研究評価制度

英国における公的研究補助金は現在、二重支援制度（dual support system）によって分配されている。つまり、HEFCs が研究インフラストラクチャー（研究者の給料や施設設備費など）に掛かる経費を助成し、研究審議会（Research Councils）⁵が個々の計画研究の直接経費を補助している。研究審議会の助成金は、個人あるいは少人数の団体を助成の対象としており、日本の科学研究費補助金の申請方法と似て、各研究者・団体がそれぞれ研究計画書を審議会に提出し、審査に合格して初めて交付される（潮木 2004）。HEFCs の研究助成金も同様に競争的な研究資金ではあるが、個々の大学（正確には各学問領域）を助成の対象としている点が大きく異なる。

英国の研究評価（Research Assessment Exercise: RAE）は、1986 年に初めて実施され、その後 1989 年に 2 回目が実施されたが、2 度の RAE では、旧大学補助金委員会（University Grants Committee: UGC）から補助金を受けていた高等教育機関のみが対象となった。研究量の乗数として「研究従事者（research active）」という概念が導入された。補助金算定式の基本は、評価に参加する研究の全体的な質の等級を Q とし、評価に参加する研究に従事したスタッフの数を V として（研究生の数、その他の研究所得なども考慮するものの、これらが評価に与える影響はわずかであった）、 $Q \times V$ という式で表された。

RAE はピア・レビューが中心で、1) 書面を基本とする評価、2) 標準的な運営手法、3) 定量的なスコア、4) 委員会委員（委員長と共に、各高等教育機関、学術団体、職業団体など、学界や様々な団体から候補者が指名された。委員長については、これまでに委員会委員として活動した経験を持つ第一線の学者が就任するケースが多く、委員選定に際して大きな影響力を持つ）。2001 年の RAE では、400 を超える機関が 3,204 人を指名し、685 人の委員会委員が任命された（HEFCE 2001）。

68 の「研究分野（units of assessment: UoA）」を評価するために 60 の委員会が設立された。各 UoA が評価する科目の範囲は広範で、合同委員会という形で 2 科目（例：社会政策・行政学運営とソーシャルワーク）評価するケースもあり、各委員会には 9 人から 18 人の委員が所属する。バランスをとることを目指したものの、必ずしも上手くいったわけではなかった。例えばビジネス・マネジメントの場合、この分野を学ぶ学生の大半は新大学の学生である（もっとも、評価を申し込む教員の数は少ない）にもかかわらず、委員会委員に新大学の関係者はおらず、一方、全ての UoA に関連大学の委員がいた委員会もある。獣医学では提出がわずかに 6 件しかなく、いずれもグレードが 5 と同じ評価を受けた。

各 UoA に関し、委員会委員は以下の情報を基に判断する（マクネイ 2005）。

スタッフ: 全てのアカデミック・スタッフ及びアカデミック・サポートスタッフのサマリー。研究従事者に関する詳細資料及び研究サポートスタッフ及び研究アシスタントに関する資料（研究サポートスタッフ及びアシスタントの研究はあまり重視されない）。

業績: 著書・論文類や研究業績（上限：4 点。提出に際して要約したもの。精査するために論文や研究業績を提出することもある。）。1992 年の RAE では、「業績」とは全て詳細に

わたるもので、中には提出論文に対する書評を提出させたケースもあり、この煩雑さに比べると2001年RAEは比較的軽いほうであった。

背景：研究環境及び研究機関の政策、組織構造についての説明。発展にむけた戦略。研究成果や評価策に関する定性的な情報。最後の項目については、評価を申し込んだ組織による自己評価ということになった。

関連データ：研究収入の額と財源。研究コースの学生、授与した研究学位、研究奨学金（財源情報を含む）の数。同じ研究分野に携わる者からの評価（ジャーナルの監修、奨学金、賞など）。

その後、委員会は専門的見地から判断を下し、各提出物から審査することで研究の全体的な質に関わる評価を行う。（中略）提出された全ての資料を活用し、各UoAの内部で提出物を矛盾がないように公正に評価するために、評価方法と評価基準を記した書面を委員会が作成する。こうした書面は提出前に作成し、提出物において委員会が重視する点や、提出に際して各高等教育機関に対し注釈をつけてもらいたい点などが示されている。委員会によって評価方法や評価基準が異なるのは、分野によって研究方法や発表方法が異なることを考慮すべきであるとの考えによるものである（HEFCE 2001）。

こうした評価方法は公表され、審議を経て最終的に決定された。委員会委員は全ての組織の提出物を読むことになっているが、100点を超える場合もあり、そういう場合は読むべき「業績」をサンプルとして選んだ。評価の為のガイドブックでは「読む（read）」という言葉が使われていることに注目してほしい。例えばクリエイティブな公演芸術など、「観る（view）」という言葉のほうが相応しい業績もある。また特許発明が業績になるという分野も考えられる。教育学の場合、研究成果とは、学生の学習を向上させることではなく、研究成果を学術論文に書くことに焦点が当てられているのである。

次に、委員会は各業績に対する見解を比較検討し、業績を作成した個人やその個人が所属するグループをランク付けし、その組織の全体的な研究の質を示す評価を一つの数字で表す。1992年までは、等級は全部で5つであったが、1996年では3の等級が2つに分かれ、その後5*という等級も加わった。等級は補助金を目的に使用されるものではないとしながらも、結局は補助金のために使用され、2001年のイングランドのRAEでは、RAEが終了し、結果を発表した後に、過去にさかのぼり1996年と2001年のRAEの結果を考慮し、トップレベルの中でもさらにトップの機関への補助金のために6*という等級を設けると政府は主張した。当時、大多数の委員会委員長は過去のデータを再度検討することに反対した。そのため、6*という等級は、政治的な意図と絡んで、これまでに発表された基準に変更を加え、行政レベルで決定されることになった。

QR（Quality Related）資金は68の学問領域（UoA）に分けて分配される。各UoAに要する研究費用の差に配慮して、特に高額な経費が掛かる実験・医療の分野には基準値の1.6倍の資金が、中程度の経費が必要な分野には1.3倍の資金が振り分けられる。この3段階の基準値に研究の「量」を掛けた値が、各大学の各学科に案分される本流のQR資金の予定額となる。研究の量の計算は研究に従事している常勤の教員の頭数を基本とし、研究助手や客員研究員の人数は0.1倍で算出される（HEFCE 2004）。

1998/99 年度には RAE に基づく配分の 97.6%に相当する 8 億 400 万ポンド（HEFCE 総額の約 5 分の 1 に相当）が、68 の評価単位（UoA）に配分されたが、補助金総額の 75%が約 25 の高等教育機関に集中している。2000/01 年度にはオックスフォード大学が、補助金総額の約 7%に相当する最高額の 6,381 万 8 千ポンドを、ルートン大学は最少額 9 万 2 千ポンドを獲得した。

2001 年 12 月 14 日に 2001 年度 RAE 評価結果が公表された。2001 年 RAE には全 173 の機関から 2,598 の UoA の申し込みがあり、約 5 万人の研究者の名前が挙げた。これら UoA が 60 の評価委員会により評価された。1996 年度が 31%であったのに比べ、2001 年度 RAE では、55%の研究者が 5 または 5*の学部で研究に励んでおり、グレード 1 または 2 が 24%から 6%にまで減少している。

表 6-7 1996 年度 RAE と 2001 年度 RAE との比較

RAE 獲得グレード

グレード	RAE1996		RAE2001	
	ユニット数	全体構成比	ユニット数	全体構成比
1	236	8%	18	1%
2	464	16%	140	5%
3 b	422	15%	278	11%
3 a	528	18%	499	19%
4	671	23%	664	26%
5	403	14%	715	28%
5 *	170	6%	284	11%
合計	2,894	100%	2,598	100%

RAE 獲得グレードに占める研究員の数

グレード	RAE1996		RAE2001	
	人数	全体構成比	人数	全体構成比
1	1,620	8%	94	1%以下
2	4,314	16%	1,144	2%
3 b	5,234	15%	2,635	5%
3 a	8,863	18%	5,981	12%
4	13,257	28%	11,932	25%
5	9,611	20%	17,260	36%
5 *	5,175	11%	8,975	19%
合計	48,072	100%	48,022	100%

出典：HEFCE 2001, *RAE results confirm international excellence of UK research* (HEFCE press release) のデータを基に作成。

この結果を受けて、研究評価の新たな見直しが始まる。誘因は、1) 高等教育機関が RAE の準備に割く労力や作業が膨大なものになってきていること、2) 高いグレードを取ることに専心する傾向になっていること、3) 7段階評価の上位 2 段階に 55%の研究者が集中し (2001 年度 RAE)、グレードの意義が失われつつあることなどである。そこで HEFCE は研究補助金の改善案を策定したが、この改善案から読み取れるものは、更なる補助金の集中化と若手研究者の育成強化、即ち、

研究の質を高め、国際競争力を高めるために考案された研究補助金活用法ともいえる。

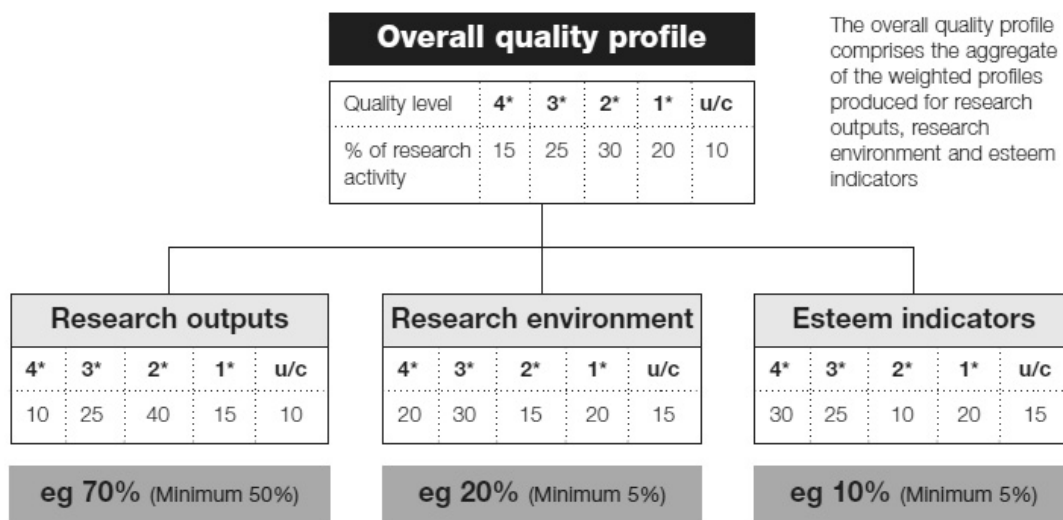
RAE2008 と Research Excellence Framework (REF)

1. RAE2008

本報告書作成時点で最新の RAE は、2008 年に実施された（以下「RAE2008」）。RAE2001 からの重要な変更点は、「品質プロファイル (Quality Profile)」の導入とピアレビュー・パネルの 2 層化である。

まず、品質プロファイルとは次のようなものである。RAE2001 では、上記のように 1～5*までの 7 段階で単純にレーティングが行われていたが、RAE2008 では申請書類に含まれている 5 項目の情報（研究者情報、研究成果、研究生データ、獲得研究収入、研究環境・評価指標に関する補足情報）を、「研究成果 (Research Outputs)」「研究環境 (Research Environment)」「評価指標 (Esteem Indicators)」の 3 つのコンポーネントに振り分けてレーティングが行われた。その上で、コンポーネント別に重みづけを行い、足しあわせた結果を「総合品質プロファイル」のレーティングとしている。この方式の利点は、各大学が各学問分野について提出した申請の何%が 1* (World Leading)、2* (Internationally Excellent)、3* (Recognized Internationally)、4* (recognized nationally)、u/c (unclassified) にレーティングされたかという内訳が分かる点にある。補図 6-1 はその仕組みを示したものである。

補図 6-1 品質プロファイルの概要



なお、申請書類の「研究成果」情報は自動的に「研究成果」コンポーネントで評価されるが、その他の 3 情報（研究生データ、獲得研究収入、研究環境・評価指標に関する補足情報）について、「研究環境」コンポーネントと「評価指標」コンポーネントのどちらに入れるかは、メインパネル（後述）により決定され、3 つのコンポーネントを総合する際の重みづけもメインパネルの裁量となっている（よって、補図 1 の 70%、20%、10% は例示に過ぎない）。こうした方式

に変更した理由は、品質の定義に幅を与えることにより、パネルの判断に柔軟性を持たせるとともに、同一大学、同一分野での優れた品質の研究（者）が他の低品質な研究（者）の申請と平均されて、低いレーティングがなされないようにするためである。

また、ピアレビュー・パネルの2層化については、15のメインパネルが同系統に属する3つ以上のサブパネル（計67）を統括し、助言や調整を行うものである。評価クライテリアの設定や統制された品質基準の適用、評価の方法など、アセスメント全般にわたってメインパネルがリーダーシップを発揮することが求められている。

RAE2008の結果については、上記の変更により表6-7のような単純分布では示せなくなったが、機関のレーティング分布の加重平均では、癌研究所が1位（3.15）、ケンブリッジ大学が2位（2.98）、ロンドン大学衛生熱帯医学院が3位（2.97）といった結果になっている。

ちなみにRAE2008に参加した高等教育機関は150、参加UoAは2,363、FTEベースの研究者数は52,472人である。

2. Research Excellence Framework (REF)

イングランド高等教育財政審議会(HEFCE)は、RAEを2013年にResearch Excellence Framework (REF)という新しい評価方式に移行することを決め、2010年5月の段階で準備作業が進められている。RAEからREFへの最も大きな変更点は、Bibliometricsの採用であり、端的に言えばジャーナル発表論文の被引用数にもとづく評価への移行である。世界的には、オランダの政府研究資金配分で採用されており、同国研究者による論文発表数と被引用数の大幅な増加が認められた。英国では、2009年に22大学の参加の下、試行作業が行われ、2009年秋にその結果が公にされた。2010年春に決定事項が公表されるが、HEFCEは被引用数データが機械的な使用に耐えるほどの信頼性を有しているとは考えておらず、あくまでピアレビュー・パネルへの有力な提供情報の1つと考えている。

参考文献：HEFCE 2008, *rae2008 Research Assessment Exercise 2008: the outcome*.

2-5 教育の質保証

2-5-1 高等教育質保証機関(QAA)

英国においては1997年に現行の高等教育質保証機関（Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）が組織され、QAAが高等教育の質と水準の維持のために中心的役割を果たすことになった。1997年8月1日に高等教育質審議会（Higher Education Quality Council: HEQC）からQAAへの機能と人員の委譲が執り行われ、高等教育財政審議会（HEFCE）とウェールズ財政審議会（HEFCW）からは質保証に関する仕事全般が、また教育の質評価部門（Quality Assurance Division: QAD）からは職員がQAAに移管された。財政審議会は質保証の任務をQAAに委譲したものの、1992年継続・高等教育法に準拠し、法的には教育の質全般に関する責務を依然有する。

QAAは1997年4月に事務局を開設した。当時の最高顧問はジョン・ランドール（John Randall）で、理事会は彼と産業界や大学界の代表を含む13人の理事で構成された。QAAは慈善団体であり、かつ有限会社でもある。発足当時のQAAの主たる仕事は、①高等教育の質の維持と向上、②財源の用途を明示する科目別調査判定の実施、③公的財源の保証、④科目別調査報告書や総覧の出版に

よる教育の質の向上の奨励、⑤高等教育の質に関する有益かつ入手可能な情報の提供、であった。
(QAA 1999, QAA 2000)

QAAの調査では、各科目の学生の学習体験や成績に焦点が当てられ、全科目・全レベルの授業履修型 (taught course) プログラムが調査された。調査方法は同分野の専門家による審査 (peer review)、自己評価、学生の学習状況及び教員が設定した目標について学生が実際にどの程度達成したかを査定することが中心となる。調査は下記5点を前提として実施された。

- 1 調査訪問は抽出によるのではなく、全HEIsを対象とすること
- 2 核となる評価項目を6点挙げる
- 3 上記6項目について4段階評価を行うこと
- 4 評価訪問後に出される報告書は1種類に限り、公刊すること
- 5 学科担当教員はその学科についての目的・目標を500語に要約し、公表すること

上記監査項目は次のように分類され、それぞれの項目に対して13から25の質問が付される。各HEIsは質問事項に迅速に回答できるよう調査委員の訪問前に予め準備しておかなければならない。

- ・ カリキュラムの計画、内容、構成 (調査項目数: 25)
- ・ 教育、学習、評価 (同: 18)
- ・ 学生の進捗及び達成状況 (同: 13)
- ・ 学生支援及び学生指導 (同: 19)
- ・ 学習資源 (同: 22)
- ・ 質の管理及び向上 (同: 22)

この各6項目に対し、次の4側面が統合され、判定される (4×6=24点満点)。

- ・ 各HEIsの目的・目標に即した評価
- ・ 学生の学習経験と達成度についての評価
- ・ 同分野の専門家による相互評価
- ・ 各機関による内部自己評価と外部からの査察評価との組み合わせによる評価

評点で「1」の判定を受けた項目は1年以内にQAAによる再調査が行われ、再調査でも依然として「1」であれば、当該HEIsの教育の質は不合格 (unsatisfactory) と判定が下され、公表される。「不合格」と判定された場合には、改善のために12か月間の猶予期間が設けられるが、その間に改善が見られなければ、その学科・コースには補助金の交付は停止される。このことは、当該学科の廃止・統合、あるいは閉鎖を意味することもある。

2-5-2 教育の質保証機関のこれからの方向性

教育評価は、分野別評価と機関別評価からなる。評価活動は、各機関による内部評価とともにQAAが外部評価を実施する仕組みになっている。教育評価が2001年をもって全機関を一巡したことに伴い、以後のQAAによる教育評価の在り方についての検討が行われた。

高等教育財政審議会 (HEFCE)、高等教育カレッジ学長会議 (Standing Conference of Principals: SCOP)、英国大学長協会 (Universities UK: UUK) 及び高等教育質保証機関 (QAA) の4団体が骨子となる提案を行ったが、有力研究大学の長からなるラッセル・グループは、それまでの外部評価に

対する準備や費用が大きな負担になっていることを理由に、従来型の外部評価の全廃を求めた。こうした批判を受けて、2001年3月22日には、教育技能省の事務次官が、審査期間を短縮し、専攻レベルの訪問調査を4割削減すると同時に、最高点24点中21点以上の評価を既に得た学科・コースにおいては外部評価を省き、内部評価のみとするなどの評価の簡素化を議会で発表した(QAA 2001, HEFCE 2002)。ランドールは、この提案では十分な教育評価が実施できないと主張し、辞職したが、政府の提案を受ける形で先の関連4団体は機関別評価に軸をおくことを前提に、訪問調査の4割削減案ではなく、5割削減を提案した。

2002年3月、教育技能省は最終的に、1) 機関別と分野別に2分された従来の評価活動を機関ごとの評価を基本とし、分野別評価は大幅に削減する、2) 各機関の提供する情報の正確さや適切さを重視する、といった2002年以降の新たな教育評価の基本的枠組みを公表した(篠原 2003)。結果的にはこの新たな評価システムが導入されたが、2002年当時、高等教育大臣であったマーガレット・ホッジ(Margaret Hodge)は、この機関監査(institutional audit)中心の「ライトタッチ」と呼ばれる新たな提案に反対し、認可のための署名を拒んだのである。

篠原によると新たに導入された高等教育の教育評価システムは、以下の三点を中心に据えて機能することになった(篠原 2003)。

- ① 機関別評価を基本とする。即ち外部監査チームの訪問は6年に一度とし、評価の際は、各機関による自己点検・評価を重視する。
- ② 各機関が、全てのステークホルダーに対して発信する情報の正確さ、多様性及び信頼性に着目する。
- ③ 分野別評価については、従来のような全分野での実施を止め、機関の抱える問題点の解明に監査を集中。実際の分野別評価は、各機関の学生約10%を対象とする抽出的な監査によって行う。

これらに加えて、学生調査の実施によって学生に関する情報を追加し、問題点が明らかになった機関は、改善策の実施状況について詳細な再調査を実施すること等が要求された。また、監査は、4名から8名の監査人及び書記で構成される外部監査チームが、次のような評価手順で監査を実施する。まず、訪問監査の約9ヶ月前にチームの監査計画が立てられ、13週間前までにHEIsは関連必要文書をチームに提出する。訪問監査は、予備訪問(3日間)と監査訪問(5日間)からなり、監査後約22週間で正規の報告書が作成され、公表される(篠原 2003)。2003年から2005年までは過渡期であるとQAAも認識しており、分野別の監査は新たなものではなく、前回の監査で残された点の継続調査である。機関別監査は2003年2月から開始され、2005年には終了する(QAA 2004(c))。

2002年度のQAAの使命は、次のようなことであるといわれた。

- ① 学位の水準及び高等教育の質の維持について学生や公衆の利益を保護すること。
- ② ステークホルダーの選択に資するために、また政策策定を補強するために、学位水準や質に関する情報を伝達すること。
- ③ 高等教育の質と水準の保証と管理を拡大し、十分に保証された質と水準が持つ価値を広く国内において理解してもらうこと。
- ④ 英国、ヨーロッパ、そして世界において(英国の)高等教育の質と水準の高さを広く国内において理解してもらうこと。

以前と比較して特徴的なことは、学生を重視する傾向が強くなった点であろう。学生・雇用者側とHEIs側が双方向的に対話する可能性が増し、既に学生代表をHEIsの理事会の委員に入れる例も出てきている。更には高等教育オンブズマン制度の導入や、学生からの意見を収集・尊重し、学生支援を一層充実させる予定のHEIsもある。(QAA(c) 2004)

高等教育の質保証は、評価システムの導入によって維持、保証そして強化される。そのため、必然的に厳しい評価規定が一般化されるのが常である。各HEIsの自己裁量を大幅に認めたとしても、評価規定の範囲や行政権が減少することはおそらくあり得ないと思われていた。ところが、2001年教育評価が一巡した英国においては、そのシステム全体への反省を踏まえて、補助金集中化のため厳しさを増すRAEとは逆に、緩やかなものに移行しつつあるのである。

3. 財政制度

3-1 公財政による機関補助制度

英国高等教育機関の教育資金は現在、主に学費収入と HEFCs から分配される教育補助金によって賄われている。HEFCs の教育補助金は、RAE の結果に基づく重点傾斜配分方式を採用している QR 資金とは異なり、教育評価に従って各機関へ傾斜配分される訳ではない。ただし PGR (Post Graduate Research Students) は教育補助金の対象外であり、2010/11 年度の場合、RAE の品質格付けが 2*以上の UoA のみに QR 資金として学生の頭数に応じて分配されている (HEFCE 2009)。格付けが 4 未満の大学の学科は、PGR を受け入れない、あるいは、教育経費を全額自己負担する EU 圏外の留学生のみを受け入れることを、政府に期待されていることになる。

博士課程以外の教育補助金の額は、原則的に 4 つの要因—学生数、学問領域、学生の出自、機関の現況—によって決定される (HEFCE 2008, 2009)。

学問領域は大まかに四つ—臨床系、実験系、フィールドワーク系、その他の学系—に分類されている。2010/11 年度では、各 FTE あたりの財源基本額を 3,951 ポンドと定めて、臨床系は基本額の 4.0 倍 (15,804 ポンド)、実験系は 1.7 倍 (6,717 ポンド)、フィールドワーク系は 1.3 倍 (5,136 ポンド)、その他の学問系は基本額のままとしている。この金額から、想定学費負担 (学部／大学院、フルタイム／パートタイム、上限規制内／規制外で異なる) を差し引いた額が教育補助金の学生当たり基本額となる (HEFCE 2008, 2009)。

教育補助金の概算は上記のように学生数と学問領域の 2 要因によって決定される。更に、2 つの要因—学生の出自と機関の現況—により、追加資金が算出される (Targeted Allocation)。例えば、パートタイムの学部学生を受け入れる大学を支援する目的で、それらの学生数 (フルタイム換算学生) に応じて、基本額の一割にあたる学生割増金 (student premium) が教育補助金に加算される。2001/02 年度に新設された中級技術士・専門家を養成することを主目的とした 2 年制の基礎学位 (foundation degree) に対しても、同様の方法で学生割増金が支給される (ただし、2010/11 年度から 2 年間で皆減の予定)。また、小規模な大学や個別機関に特有の要因によるコストをカバーする割増金も前年度までの計算額にもとづき固定額で配分されている (HEFCE 2008, 2009)。

3-2 公財政による機関補助金額

2010/11 年度の HEFCE の補助金予算総額は 73 億 5,600 万ポンドで、この補助金は 130 の大学およびカレッジ、そして 123 の継続教育カレッジに配分される。64.2%が当該機関の在学生数、

就学形態、専攻分野、機関の性質等を総合してたてられた配分算定式に従って各大学に配分される教育補助金額で、総額は47億2,700万ポンドになる。21.8%の16億300万ポンドがRAEの結果を反映して配分されるメインストリームのQR資金を中心とした研究補助金に相当する。その他、高等教育イノベーション資金（特定大学に配分される知識移転のための3年間の時限予算—2010/11年度で終了）が2.0%の1億5,000万ポンド、教育・研究補助金激変緩和措置が0.2%の2,000万ポンド、その他の特別経費が4.0%の2億9,400万ポンド、施設・設備整備等の使途指定資金が7.6%の5億6,200万ポンドとなっている。

2010/11年度の研究関係経費の予算構成は、メインストリームのQR資金が10億9,700万ポンドでロンドンに所在する研究ユニットへのメインストリームの加算資金として3,300万ポンドが措置されている。その他には、PGR学生数に応じた研究指導費が2億500万ポンド、チャリティからの支援を受けた医学分野を主とした研究の補完資金（受入額の一定割合）が1億9,800億ポンド、企業・産業との共同研究に関する補完資金（受入額の一定割合）が6,400億ポンドなどとなっている。

上記に紹介したHEFCEの機関補助金の全体構成の推移を確認したのが表6-8である。1980年代のサッチャー政権当時には緊縮財政のため高等教育予算も大幅に削減されたが、その後97年度からは毎年着実に予算は増加してきた。しかし、2010/11年度は前年度の79億2,900万ポンドから5億ポンド以上の大幅な減少となっており、その主要因は特別経費と施設・設備整備資金の圧縮から来ている。

表6-8 イングランド高等教育財政審議会による機関補助の内訳（1997/98年度 対 2010/11年度）

	1997/98 年度	2010/11 年度
教育補助金	£2,380 (69.9%)	£4,727 (64.2%)
研究補助金	£704 (20.7%)	£1,603 (21.8%)
特別経費 (special funding)	£321 (9.4%)	£294 (4.0%)
施設・設備整備等の使途指定資金 (earmarked capital funding)		£562 (7.6%)
その他		£170 (0.3%)
合 計 (単位：100 万ポンド)	£3,405	£7,356

出典：HEFCE 1999, *Funding higher education in England in 1997-98* & HEFCE (2009).

最後にイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4地域を合わせた英国全体の高等教育機関の収入構成を確認してみると、表6-9のようになっている。公的財源が48.2%、私費財源が51.8%とほぼ拮抗しており、特に家計負担（学費等＋寮費＋食事代）と高等教育財政審議会（HEFCs）の機関補助が87～88億ポンドで大体同額となっている点が注目される。

表 6-9 英国全体での高等教育機関の収入構成（2008/09 年度） 単位：ポンド

私費財源			公費財源		
学費・受託教育	72 億 8,264 万	55.4%	高等教育財政審議会	88 億 1,936 万	72.1%
寮費・食事代	14 億 1,122 万	10.7%	研究審議会等	15 億 3,113 万	12.5%
チャリティ	9 億 9,003 万	7.5%	政府機関（中央・地方・NHS・EU 等）	18 億 7,771 万	15.4%
民間企業・公営企業	4 億 3,843 万	3.3%			
知的財産収入	4,372 万	0.3%			
寄附金	3 億 5,694 万	2.7%			
その他	26 億 2,209 万	19.9%			
合計	131 億 4,507 万	100.0%	合計	122 億 2,820 万	100.0%

出典：Higher Education Statistics Agency. *HE Finance Plus 2008/09*, HESA, 2010. をもとに集計。

3-3 研究補助金配分方法

政府各省、あるいは数省合同で実施する研究に配分される研究補助金等は除外して、大学における研究活動に対する助成はイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各教育省および科学技術局（Office of Science and Technology: OST）が、財政審議会（HEFCs）および研究審議会（Research Councils: RCs）を通じて分配する仕組みとなっている。配分方法については、財政審議会は、各教育機関を比較して決める配分型補助金であり、研究審議会は、国が重視する総合研究のテーマを大枠で決め、それに対し補助金を申請し、この申請を同じ分野の専門家による検討（ピア・レビュー）により厳しく評価して交付する申請型補助金である。これが「二重支援システム」（dual support system）と呼ばれるもので、常勤の教員・事務員の給料や施設設備などは財政審議会が助成し、直接研究に要する経費は研究審議会を通じて配分される方法が採られている。

表 6-10 UK 高等教育機関の研究補助金及び受託研究費用（単位：100 万ポンド）

	2005/06 年度	2006/07 年度	2007/08 年度
研究審議会 ⁶ 及びナショナル・アカデミー ⁷	1,136.0	1,187.2	1,358.2 (36.5%)
財団 ⁸	768.0	791.0	825.8 (22.2%)
政府省庁	610.2	625.2	639.3 (17.2%)
産業界	271.4	298.6	296.1 (8.0%)
EU（公的補助金）	232.0	266.0	284.9 (7.7%)
その他 EU からの補助金	42.6	47.3	46.2 (1.1%)
海外からの補助金	181.8	205.2	217.3 (5.8%)
その他	60.7	59.9	54.2 (1.5%)
合計	3302.8	3480.4	3,721.9 (100.0%)

出典：Alexander, A. *RCUK/UUK Review of the Impact of Full Economic Costing on the UK Higher Education Sector*. London: RCUK & UUK, 2009: 10.

ちなみに、高等教育機関の総収入に占める財政審議会と研究審議会の補助金は、2001/02 年度の 54 億 7,400 万ポンドに対して、2008/09 年度には 103 億 5,000 万ポンドと金額は大きく伸びているが、機関収入全体に占める構成比は 46.3%から 40.8%へと低下している。研究費のみに焦点を当てて推移を確認してみると、表 6-10 のようになっている。

3-4 授業料・奨学金制度

英国で拡大する高等教育を支えるためにそれまで無償だった授業料が有償になったのが、1998 年度（1998 年秋からの学年）である。これは、1997 年 7 月にとりまとめられた通称デアリング委員会(The National Committee of Inquiry into Higher Education)の提言を踏まえたものである。その主張するところは、学位取得によって、個人の所得が増加するのであるから、受益者も相応の負担をすべきであるという受益者負担論である。このときの授業料は、標準的な教育コストの約 4 分の 1 相当とされる年額 1,000 ポンドとされた。ただし実際には、家計所得によって減免が行われ、全額を払う学生は全体の 3 分の 1 程度にとどまっていた。

その後、2006/07 年度から新たに導入された授業料制度の特徴は 2 つある。一つは、大学ごと、コースごとに各大学が 0～3,000 ポンドの間で自由に授業料を設定できるようにしたことである。もう一つは、現行の授業料のように修学時に支払うのではなく、卒業後、年間所得が一定額を超えた時点から、その超過額の一定率を税金とともに回収する点である。修学時には、授業料相当分が政府からスチューデント・ローンズ・カンパニー経由で大学に交付されることとなっている (Tuition Fees Loan)。また、回収については、年間所得が 15,000 ポンドを超えた時点から、超過分 (年間所得－15,000 ポンド) の 9%を雇用主が税金とともに源泉徴収し、歳入・関税庁に納付する仕組みである。利率はインフレ率相当分のみを課し、実質利率は 0%とされている。また、卒業後 25 年で残債務は消滅する。必要な法整備は、2004 年 7 月に成立した 2004 年高等教育法によって行われた。

表 6-11 2006 年度の授業料制度の変更

	2005/06 年度までの制度の概要	2006/07 年度からの新制度の概要
年 額	・ 1,200 ポンド (2005 年度)	・ 2006/07 年度開始時上限額 : 3,000 ポンド (大学が限度額内で自由に設定) ・ 2010/11 年度上限額 : 3,290 ポンド
支払い時期	・ 修学時 実際には、多くの学生は、スチューデント・ローン・カンパニーによる授業料に応じた学生ローンを組むことで卒業後に返済	・ 修学時には貸与され、卒業後年間所得が 15,000 ポンドを超えた時点から超過分×9%を税金とともに徴収して回収 ・ 修学時には、授業料相当額をスチューデント・ローンズ・カンパニーから大学に直接交付 ・ 利率はインフレ相当分のみ (実質 0%)
減免措置	・ 家庭の諸控除後所得基準により減免 ～22,560 ポンド : 全額免除 22,560～33,532 : 一部免除 33,532 ポンド～ : 減免無し (全額負担学生数は約 3 分の 1 程度)	・ 減免措置はなし ・ 卒業後、25 年で債務消滅

2006/07 年度からの新授業料・奨学金制度は、2003 年 1 月に公表された英政府の高等教育白書「The Future of Higher Education（高等教育の将来）」（以下「白書」）の提言に基づいている。この白書の中では、1998/99 年度以降廃止になっていた給付制奨学金の復活も提案されている。これは、新授業料制度により高等教育へのアクセスが脅かされるのではないかと懸念があったため追加で提案されたものであり、新授業料制度よりも早く、2004/05 年度から実施されている。2005/06 年度の給付制奨学金は最高年額 1,000 ポンドであり、家庭所得によって減額される仕組みになっていた。2006/07 年度からは、2004 年高等教育法の審議経過での紆余曲折もあり、最高年額が 2,700 ポンドとされた。また、減額にかかる家庭所得の基準も大幅に緩和された。

表 6-12 給付制奨学金（Maintenance Grants）の制度変更

	2005/06 年度までの制度の概要	2006/07 年度からの新制度の概要
最高年額	・ 1,000 ポンド	・ 2006/07 年度最高額 : 2,700 ポンド ・ 2009/10 年度最高額 : 2,906 ポンド
家庭所得 基準	~15,970 ポンド : 全額給付 15,971~21,954 : 一部給付 21,955 ポンド~ : 給付無し	2009/10 年度新入生 ~25,000 ポンド : 全額給付 25,001~50,020 : 一部給付 50,021 ポンド~ : 給付無し

出典 : DfES 2006, *A guide to financial support for higher education students in 2006/2007*, BIS 2010, *A guide to financial support for higher education students in 2010/11* & Student Loan Company 2009, *Student Support for Higher Education in England, Academic Year 2009/10*.

先述のとおり 2006/07 年度に授業料に対する貸与制奨学金（Tuition Fees Loan）が導入された際に返還方式については、従来の元利均等返還方式からオーストラリアが既に実施していた所得連動型返還方式に切り替えられた。現在の貸与制奨学金は、この返還方式に因んで所得連動型返還ローン（Income Contingent Loans）と呼ばれている。

表 6-13 貸与制奨学金（Maintenance Loans）の貸与限度額変更

	2005/06 年度までの制度の概要	2006/07 年度からの新制度の概要
通年の場合		
ロンドン自宅外	5,175 ポンド	6,170 ポンド → 2010/11 年度 6,928 ポンド
ロンドン外自宅外	4,195 ポンド	4,405 ポンド → 2010/11 年度 4,950 ポンド
自宅通学	3,320 ポンド	3,415 ポンド → 2010/11 年度 3,838 ポンド

出典 : DfES 2006, *A guide to financial support for higher education students in 2006/2007*, BIS 2010, *A guide to financial support for higher education students in 2010/11* & Student Loan Company 2009, *Student Support for Higher Education in England, Academic Year 2009/10*.

生活費をカバーする貸与制奨学金（Maintenance Loans）についても同様の所得連動型返還方式を採用しており、実質利子率 0%（名目利子率はインフレ分）、死亡や卒業後 25 年経過で債務が消滅する仕組みが実施されている。2006/07 年度に貸与額が大幅に引き上げられたが、中高所

得者層が貸与奨学金の利益を最も多く受けているとの批判に応えるため、貸与限度額の 75% (2009/10 年度から 78%) までは家庭所得にかかわらず審査無しで誰でも利用可能だが、残りの 25% (2009/10 年度から 22%) については家庭所得によって貸与額を制限している。表 6-13 は、制度変更前後の貸与限度額を比較したものである。

なお、HEFCE の教育補助金には、高等教育機関への入学者数拡大 (widening participation) を目的とした追加資金が、総額 3 億 6,400 万ポンド配分されている (HEFCE 2008)。その内訳は表 6-14 の通りである。

表 6-14 2008/09 年度 高等教育機関入学拡大・維持のための補助金額

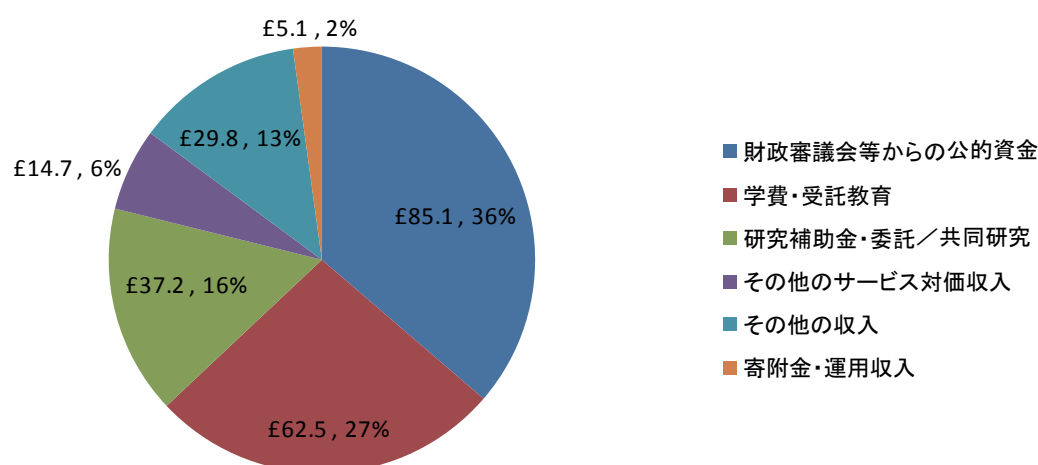
(単位:100 万ポンド)	目的	対象者
£40.6	入学者数の拡大	フルタイム学部生
£56.6	入学者数の拡大	パートタイム学部生
£192.8	中退率の抑制	フルタイム学部生
£59.8	中退率の抑制	パートタイム学部生
£13.2	支援の充実及び施設の整備	障害者

出典：HEFCE (2008)

3-5 英国の高等教育機関の収益・費用構成

2007/08 年度の英国の高等教育機関全体の収益構成は図 6-1 のようになっている。財政審議会などのファンディング機関から 36%、学費等の受益者負担を 27%、研究審議会や企業からの研究資金が 16%で、この 3 つをあわせて約 8 割の財源がまかなわれている。

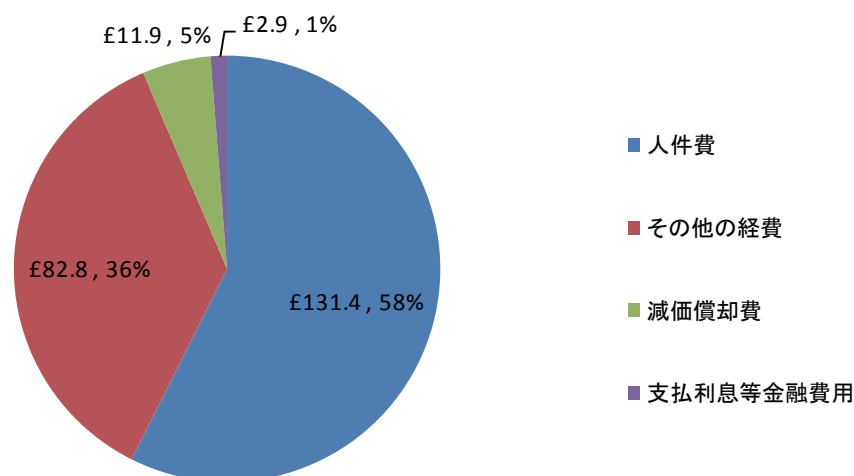
図 6-1 英国の高等教育機関の収益構成 (2007/08 年度) 単位：億ポンド



データ：HESA 2009, Resources of Higher Education Institutions 2007/08.

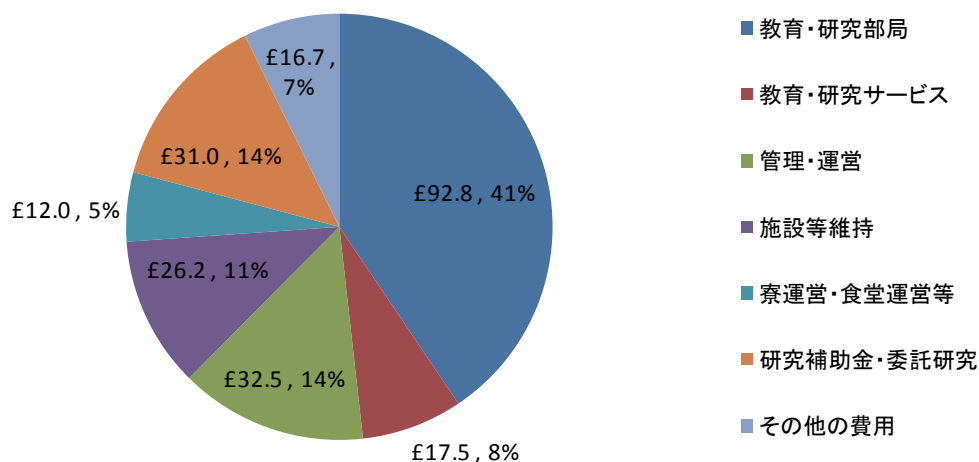
次に 2007/08 年度の英国の高等教育機関全体の費用構成を性質別 (図 6-2) と活動別 (図 6-3) の 2 つの側面から確認する。

図 6-2 英国の高等教育機関の費用構成・性質別（2007/08 年度） 単位：億ポンド



データ：HESA 2009, Resources of Higher Education Institutions 2007/08.

図 6-3 英国の高等教育機関の費用構成・活動別（2007/08 年度） 単位：億ポンド



データ：HESA 2009, Resources of Higher Education Institutions 2007/08.

性質別には、人件費が 58%を占めており、また活動別には教育研究に関連する活動が合計で 63%を占めている。

ちなみに、1992 年前からの旧大学とポリテクニク等から移行した新大学で収益構造の違いを比較したのが表 6-15 である。財政審議会等からの補助金は新大学が 48%、旧大学が 33%、学費収入等は新大学が 30%、旧大学が 21%、研究補助金・委託研究等は新大学が 4.4%、旧大学が 23%、寄附金・運用収益は新大学が 0.8%、旧大学が 2.4%となっている。概して、新大学の方が機関補助や学費に対する依存度が強く、新大学の方が歴史的経緯から財源の多様化が進んでいる。

表 6-15 新大学、旧大学及び高等教育カレッジ・研究所の財務状況（収入）（2001/02 年度）

単位： 千ポンド	財政審議会 等補助金	学費	研究補助金 委託研究等	その他	寮費 食費	寄付金 運用収益	合計
新大学	1,631,637	1,022,188	146,657	328,369	227,321	25,474	3,381,646
構成比	48.2%	30.2%	4.4%	9.7%	6.7%	0.8%	100.0%
旧大学	2,707,272	1,707,976	1,833,284	1,073,698	540,517	192,233	8,054,980
構成比	33.6%	21.2%	22.8%	13.3%	6.7%	2.4%	100.0%
新/旧	60.0%	60.0%	8.0%	30.6%	42.1%	13.3%	42.0%
HE カレ ジ・研究 所	153,458	68,280	1,522	26,689	31,793	1,917	283,659
構成比	54.1%	24.1%	0.5%	9.4%	11.2%	0.7%	100.0%

出典： HESA 2002, *Resources of Higher Education Institutions 2001/02*.

4. 個別大学の事例(オックスフォード大学、ケンブリッジ大学、ウォリック大学、バーミンガム大学の 4 大学の比較(2002/03 年度))

4-1 損益計算書の比較

損益計算書によれば、オックス・ブリッジは極めて相似の財務構造を持っている。収益については、補助金が約 30%（オックスフォードが 29.1%、ケンブリッジが 31.3%）、授業料等が約 12%（オックスフォードが 12.2%、ケンブリッジが 12.4%）、研究補助金及び委託研究等が約 35%（オックスフォードが 35.6%、ケンブリッジが 34.9%）、その他の運営収入が約 15%で（オックスフォードが 15.1%、ケンブリッジが 15.7%）、寄附金及び受取利息はオックスフォードが 8.1%、ケンブリッジが 5.7%となっている。

費用に関しては、職員給与が約 50%（オックスフォードが 52.6%、ケンブリッジが 53.7%）、減価償却費が約 5%（オックスフォードが 4.8%、ケンブリッジが 5.7%）、その他の運営費用が約 40%（オックスフォードが 42.6%、ケンブリッジが 40.6%）となる。

ウォリック大学とバーミンガム大学については、授業料等が占める割合がオックス・ブリッジよりも高く、ウォリックが 27.1%、バーミンガムが 20.4%で、逆に研究補助金及び委託研究等が占める割合がオックス・ブリッジよりも 10%から 20%低く、ウォリックが 14.3%、バーミンガムが 24.2%となっている。その他の運営費用が占める割合は両大学とも高く、ウォリックが 31.7%、バーミンガムが 21.3%となっている。また、寄附金及び受取利息はオックス・ブリッジに比較するとかなり低い（ウォリックが 0.8%、バーミンガムが 1.3%）。

費用に関しては、バーミンガム大学の職員の給与がウォリック大学よりやや高めとなっている。

4-2 学生一人に必要な教育経費

4 大学の学生一人当たりの収支を眺めると、基本的に補助金と授業料等で職員の給与を賄う構造となっている。オックス・ブリッジでは補填できない人件費は他の収入で調達している。補助金受給額はオックス・ブリッジが他の 2 大学の約 2 倍となっている。学生一人当たりの費用も約 2 倍である。

4-3 個別大学の損益計算書(オックスフォード大学⁹⁾)

上記4大学の中でも特にトップクラスの研究大学であるオックスフォード大学を取り上げ、個別ケースとして損益計算の経年変化を辿ると更に興味深い結果となった。

表 6-16 2006/07 年度のオックスフォード大学の教職員数

	フルタイム	パートタイム	合計
教員（教育・研究）	1,420	60	1,480
教員（研究、教育・研究補助者）	2,369	436	2,805
職員（Administrative 総合職）	780	188	968
科学、工学、保健専門員	46	5	51
IT 専門員	360	44	404
図書館員、音楽関係職員	412	217	629
技術者（Technical）	580	116	696
事務員（Clerical）	655	371	1,026
補助員（Ancillary）	336	175	511
合計	6,958	1,612	8,570

図 6-4 オックスフォード大学の損益計算書（収益構成）

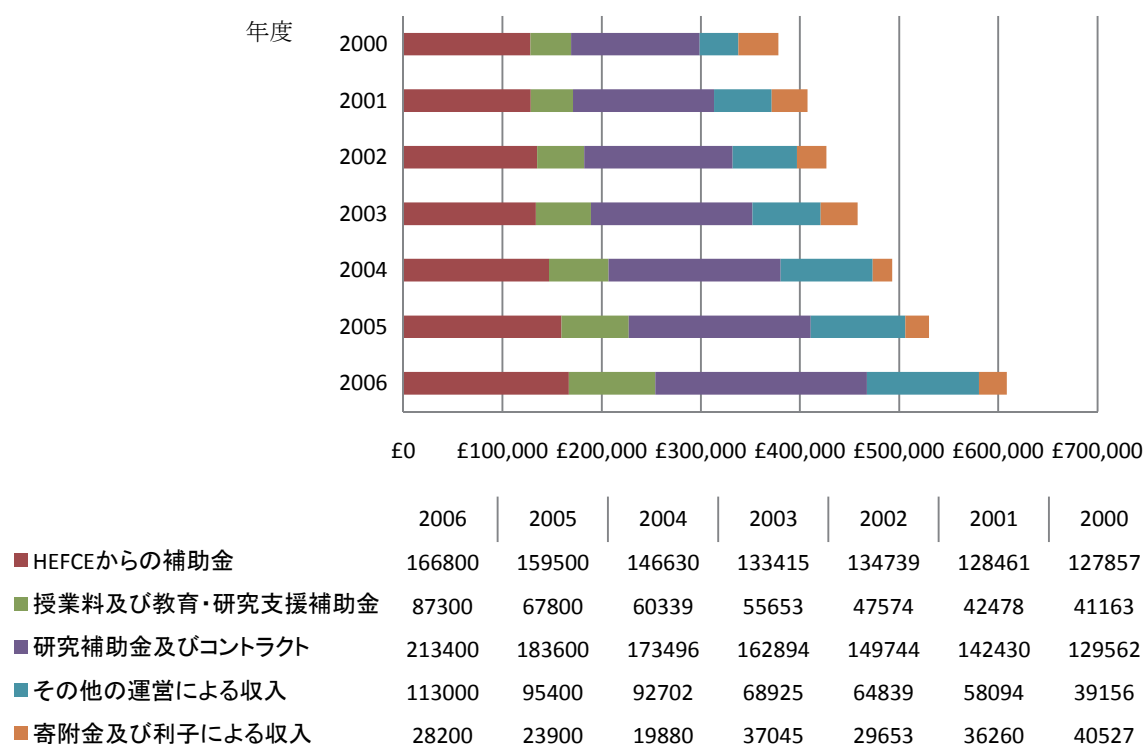


図 6-5 オックスフォード大学の損益計算書（費用構成）

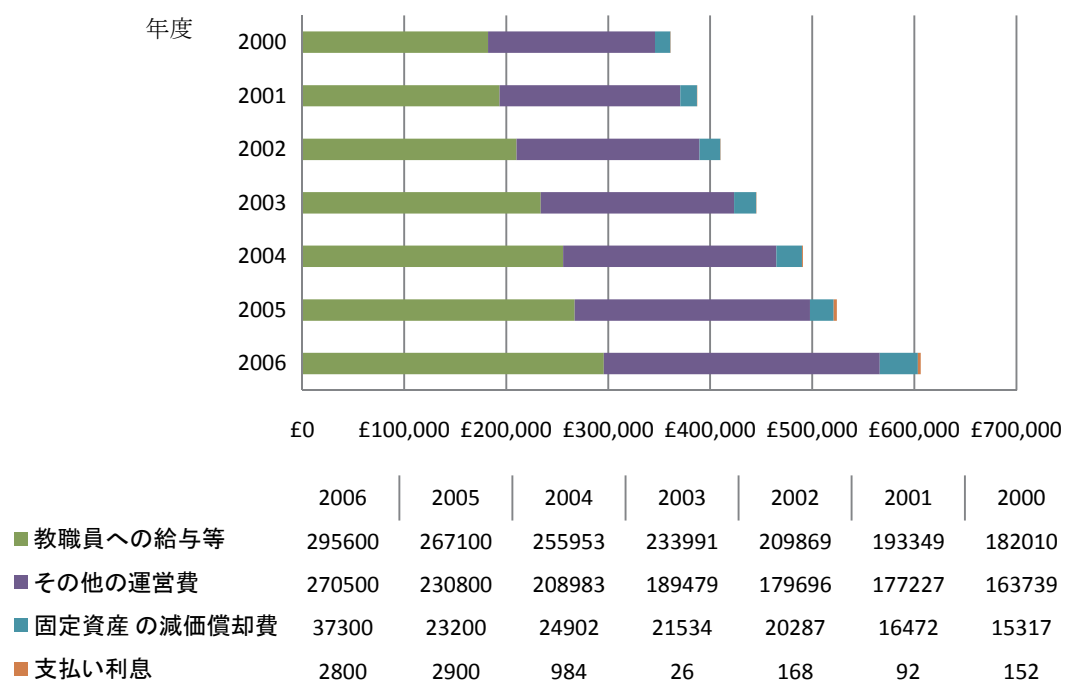


表 6-17 オックスフォード大学の損益（単位：£m）

	2006/07 年度	2005/06 年度
収入		
HEFCE からの補助金	165.9	158.6
Training & Development Agency からの補助金	0.9	0.9
授業料及び教育・研究支援補助金	87.3	67.8
研究補助金及びコントラクト	213.4	183.6
その他の運営による収入	113.0	95.4
寄附金及び利子による収入	28.2	23.9
総収入	608.7	530.2
支出		
教職員への給与等	295.6	267.1
その他の運営費	270.5	230.8
固定資産 ¹⁰ の減価償却費	37.3	23.2
支払い利息	2.8	2.9
総支出	606.2	524.0

1) 収益

- 総収益は前年度の 530.2m ポンドから 608.7m ポンドと 14.8% の増加となった。
- HEFCE からの補助金は、165.9m ポンドで、昨年度より 16.2% の増加である。

- 授業料及び教育・研究支援補助金は、87.3mポンドで、昨年度より 28.8%の増加である。海外留学生からの授業料収益が 17.9%増加していることが大きい。
- 研究補助金・委託研究等は前年度に引き続き、大学にとって大きな収益源となっている。213.4mポンドで、昨年度より 4.6%の増加である。
- その他の運営による収益は、前年度比 18.4%の増加である。この増加にはオックスフォード大学出版会からの寄附金である 35.2mポンド（前年度よりも 13.1mポンド増額となっている）が大半を占めている。
- 寄附金及び利子による収益は、前年度比 18.0%の増加である。
- 収益の増加に大きく関与したものは、大学出版会（35.2mポンド）とサイド・ビジネス・スクール、エドワード・ジェンナー研究所（Edward Jenner Institute for Vaccine Research）、グレイ癌研究所（Gray Cancer Institute）からの収益（5.7mポンド）であった。
- 投資に関しては、ジェームズ・マーティン 21 世紀財団（James Martin 21st Century Foundation）が管理運営している。

表 6-18 HEFCE からの補助金（単位：£m）

	2006/07 年度	2005/06 年度
経常収益	152.8	142.8
図書館への補助金	—	0.8
Excellence Challenge	0.9	—
高等教育改革補助金	1.8	2.9
教員への報奨金	—	1.5
医療部門への補助金	0.8	1.5
オックスフォード・インターネット研究所	1.0	0.8
改修費	3.1	3.2
教育・学習費	0.3	0.6
少人数科目支援費	—	0.6
建築費	2.4	1.4
設備費	2.6	0.3
総額	165.9	158.6

表 6-19 学費及び教育・研究支援補助金（単位：£m）

	2006/07 年度	2005/06 年度
フルタイム学生：		
自国学生（EU 学生も含む）	19.3	18.6
海外留学生	36.8	31.2
パートタイム学生	1.4	1.8
その他の課程学習経費	18.9	11.6
学年末試験受験費	0.3	0.5
研究訓練支援補助金	10.6	4.1
総額	87.3	67.8

表 6-20 研究補助金及びコントラクト（単位：£m）

	2006/07 年度	2005/06 年度
研究審議会	70.6	64.5
UK 慈善団体	76.0	66.3
その他の諸団体	66.8	52.8
総額	213.4	183.6

表 6-21 その他の運営収益（単位：£m）

	2006/07 年度	2005/06 年度
住居費、食事及びコンフェレンス	5.8	6.2
その他	22.8	19.0
国民保健(National Health Service)	5.7	4.9
資本収入	9.4	4.4
後援会、同窓会、慈善団体等からの寄附金	10.2	18.8
大学出版会	35.2	22.1
逆のれん(Negative Goodwill ¹¹)の譲渡	1.2	—
その他	22.7	20.0
総額	113.0	95.4

表 6-22 寄附金及び利子による収入（単位：£m）

	2006/07 年度	2005/06 年度
特定団体からの寄附金	15.2	10.1
一般からの寄附金	2.8	2.6
スピンアウトの会社からの収益	1.7	3.3
投資や利子等からの収入	8.5	7.9
総額	28.2	23.9

表 6-23 教職員の給与（副学長は除く）（単位：£m）

	2006/07 年度	2005/06 年度
給与	243.1	218.8
社会保険費	20.6	18.5
年金	31.9	29.8
総額	295.6	267.1
フルタイムの被雇用者数	7,573	7,308

2) 費用

- 支出も前年度の 530.2mポンドから 608.7mポンドと 14.8%の増加となった。
- 教職員への給与等が、前年度比 10.7%の増加で、その内の 3%は給料の増加分である。
- その他の運営費は、前年度比 17.2%の増加である。また、支出の内訳では、光熱水道料金、不動産の支払い、機材購入費、IT 関連費、図書館費等が大きく占めている。

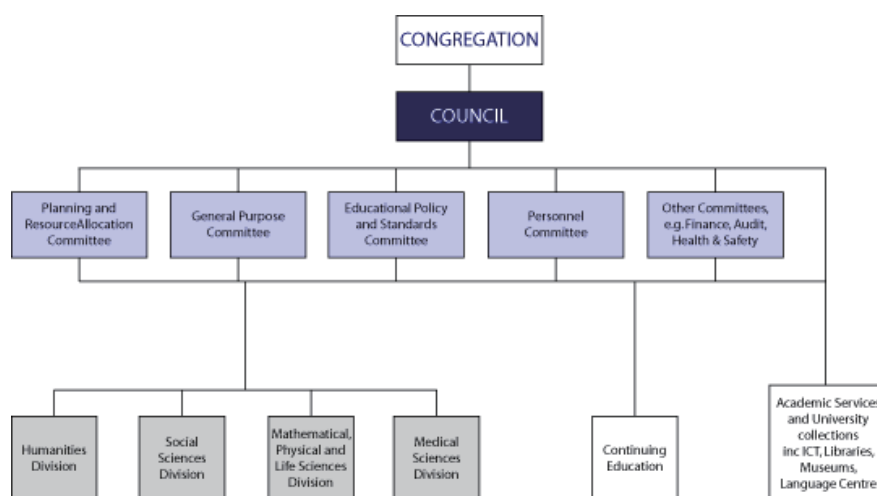
表 6-24 費用の内訳 (単位: £m)

	教職員費用	減価償却費	その他の運営費	2006 年度 総額	2005 年度 総額
学部への配分	126.3	4.9	32.7	163.9	148.3
学業支援費	32.7	0.5	16.7	49.9	37.9
研究補助金及びコントラクト	96.7	10.2	77.8	184.7	160.9
住居費、食事及びコンフェレンス	0.5	—	1.5	2.0	2.7
不動産	8.7	19.1	38.2	66.0	52.6
管理(administration)	19.6	2.6	18.3	40.5	35.4
カレッジ人数割(capitation)補助金	—	—	41.4	41.4	39.2
のれんの割賦弁財	—	—	1.7	1.7	—
その他	11.1	—	42.2	53.3	44.1
合計	295.6	37.3	270.5	603.4	521.1
税金				2.8	2.9
総額				606.2	524.0

4-4 個別大学の学内組織機構

4-4-1 オックスフォード大学(University of Oxford)

図 6-6 オックスフォード大学組織構成図



出典: University of Oxford 2007, *Oxford Outline*. Oxford: Oxford University Press, 8-9.

- 全教員及び研究員、研究補助者、事務職員、図書館員から成るコングリゲーション (Congregation) が最終的な議決機関である。
- コングリゲーションの下部組織としてカウンスル (Council) があり、議長は副学長である。また、その構成員は、職権上の委員である副学長、カレッジ委員会の議長、カレッジ委員会からの指名者が各 1 名、上級学生監 (senior Proctor; 2 名)、若手学生監 (junior Proctor; 2 名)、査定者 (assessor; 2 名)、人文学部長、生命・環境科学部長、数学・物理学科学科長、数学・自然科学・生命科学部長、医学部長、社会学部長の 17 名と、コングリゲーション

ンで選ばれた教員 13 名、そして外部委員の 4 名と協力教員 4 名の合計 38 名である (2005/06 年度)。

- カウンシルの主な仕事は、大学の管理運営、経営、HEFCE との会合等である。
- カウンシルの下には、Planning & Resource Allocation Committee、General Purposes Committee、Educational Policy & Standards Committee、Personnel Committee、Finance Committee、Audit Committee、Health & Safety Committee がある。
- 2004 年度から学内改革が始まり、2006 年には大学の運営組織や管理運営方法の改革を提言した白書 (*White Paper on University Governance*) を提出された。

オックスフォード大学では、大学運営の改革のために新副学長を企業から引き抜き、任に就かただけに、新副学長の活躍が期待されたが、大学構成員からの反発が強く、大学改革の失敗例として終わった。

オックスフォード大学の副学長フッド (John Hood) は、9 百年以上にも亘るオックスフォード大学史上初めて学外から副学長になった人物で、前職はニュージーランドでも最大手の企業の一つであるフレッチャー・チャレンジ社 (Fletcher Challenge Ltd.) の重職に就いていた。副学長職に就いた直後の 2004 年秋から、彼は企業経営の手腕を揮って学内改革を進め、2006 年には大学の運営組織や管理運営方法の改革を提言した白書 (*White Paper on University Governance*) を提出した。

改革点は、

- a) コングリゲーションの下にあるカウンシルの委員数を 25 名から 15 名に削減し、7 名を学外から、1 名は一般社会人から選出すること
- b) 外部委員推薦委員会 (Nominations Committee) を創設すること
- c) 教育、研究、人事、学部計画や資産配分に責任を負うアカデミック委員会 (Academic Board) を創設すること等である。

これらの内容はランバートが『ランバート報告書』において大学に対して要求した内容と同じものである。

白書の目的は、大学外部からの影響力を強化し、また、社会からの要請に柔軟かつ素早く対応できる組織体制作りである。しかし、オックスフォード大学では、全教員 4 千名が参加するコングリゲーションでの投票において、副学長フッドにより提示された全ての改革が最終的に否決となった。この結果に対して、当時のイングランド高等教育財政審議会 (HEFCE) の最高責任者であったイーストウッド (David Eastwood) はフッドに書面を送り、以下のように慨嘆した。

「・・・我々 HEFCE の意見を集約するならば、(オックスフォード大学の) 白書における改革が実現されていたならば、オックスフォード大学の管理運営に重要な改革をもたらし、また、管理運営の現代化過程に重要な一石を投じていたことであろう・・・¹²⁾」

しかし、仮に HEFCE が大学に反対意見を出したところで、大学の決定を覆すことはできない。大学側は、「傑出した民主主義的かつ学問的共同体」¹³⁾として全教員での合議制を称えた。伝統的大学の組織としての基盤の強さが証明されたともいえる。現代社会における大学は孤立して存

在し得るものではなく、社会に対して、あるいはステークホルダーに対して公的責任を果たす必要があるため、社会的要請を考慮しないことには問題がある。しかし、大学の自律性の側面から考えるならば、もしも伝統的大学が外部からの圧力や妥協の結果、その砦の一边でも崩すことになれば、大学界全体の力が弱体化し、政治的圧力を比較的受けやすい新大学を筆頭に、大学は容易に外圧に屈することが予想される。オックスフォード大学は一大学ではあるが、社会に与える影響力は大きく、企業や産業界がオックスフォード大学に求める要請になびかないこと自体に大きな意義があった。

4-4-2 ケンブリッジ大学(University of Cambridge)

ケンブリッジ大学もオックスフォード大学と同様の管理運営形態を保有する。『ジャラット報告書』公開後、大学が政策策定のための有効な手続きを欠いており、決定機関であるリージェント・ハウス (Regent House) ¹⁴もまた有効に機能していないという学外からの批判を受け、ケンブリッジ大学¹⁵も大学改革が求められた。ワス卿 (Sir Douglas Wass) を委員長とする委員会が組成されたが、委員会の調査では、以下の5点が対象となっていた (University of Cambridge 1989)。

- ①副学長の在職年限や権限や義務内容の変更
- ②複数の中央機関の機能とそれら機関毎の関係の構築
- ③中央機関と学部審議会 (Council of the Schools) や学務委員会 (Faculty Boards) 等との関係の整理
- ④大学とカレッジとの円滑な関係構築
- ⑤リージェント・ハウスの役割の明確化

1989年5月には、『大学の管理運営を熟慮するために任命された理事会報告書 (Report of the Syndicate Appointed to Consider the Government of the University)』、通称『ワス報告書 (Wass Syndicate papers)』が提出され、報告書の推奨に従って1991年から大学改革が実施された。その中でも最大の改革点は次の4点と考えられる。

第1に、副学長 (VC) の権限が強化されたことである。副学長は最高経営責任者 (Chief Executive) となり、権限が強化され、権力が集中することになった。副学長の権限強化は、ひいては、全教員で組成された学内の最高執行機関であるリージェント・ハウスの権限の制限を意味する。そのため、リージェント・ハウスの役割を裁定し、かつその機能を評価するための調査委員会 (Board of Scrutiny) が設けられることになった。

第2に、各学内機関の必要性の有無と役割の明確化が求められたことである。

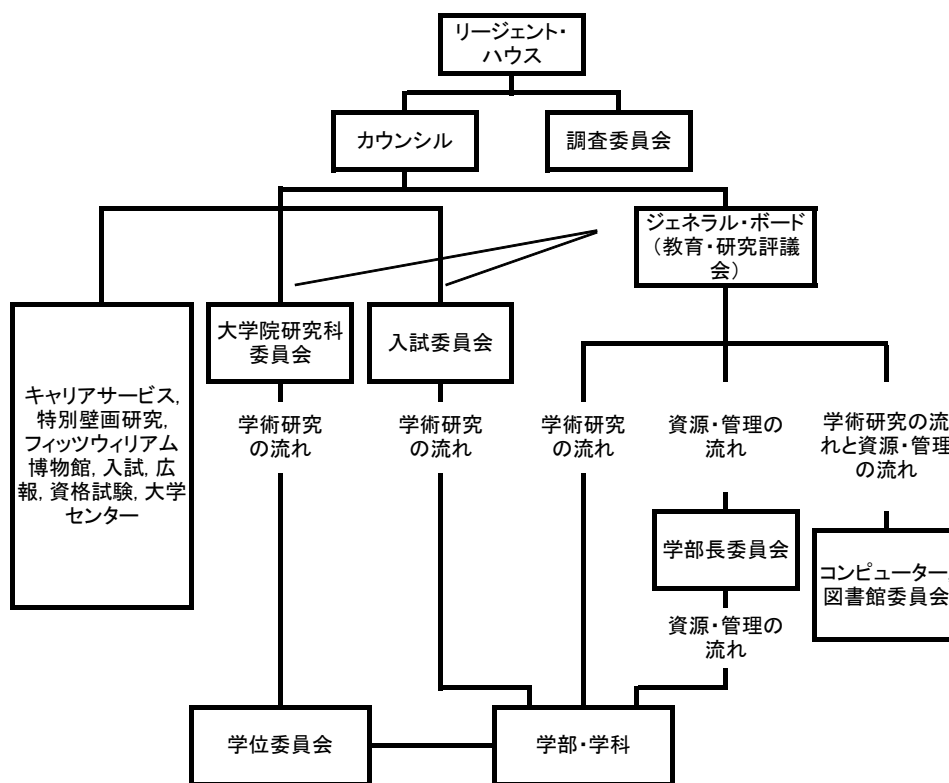
第3に、学内財務関係の精査が実施されたことである。

第4に、副学長を委員長とするカウンスル (University Council¹⁶) の権限が拡大されたことである。

学内運営は簡素化される方向にあり、リージェント・ハウスの力を抑制する一方で、カウンスルの力を強化することで学内運営の効率化が図られた (University of Cambridge 1989)。この4点は、まさにランバートが指向する大学運営と軌を一にしており、ケンブリッジ大学では大学構成員である教員の力よりも学内の管理運営面が強化されていく方向で、『ワス報告書』に則っ

英国では大半の大学において、多数の学内教員で構成された大規模なカウンスルから、企業人や大学外部の一般人（layperson）と数名の学内教員とで組織された少人数制のカウンスルに移行する中、ケンブリッジ大学では細かな問題から授業料の変更、新たな建造物建設の可否、といった大学にとって重要な決議を含む全ての問題が、このリージェント・ハウスで決定されてきた。つまり、研究員（research fellow）をも含む約 3,300 名の教員で成るこのリージェント・ハウスがケンブリッジ大学の最高決定機関であった。

図 6-7 ケンブリッジ大学組織構成図 (『ワス報告書』での提案)



164

しかし、『ワス報告書』後にはケンブリッジ大学では、リージェント・ハウスの権限が多数の組織に分権化され、カウンシルを最高決定機関とするピラミッド型の構造改革が実施された (Leedham-Green 1996)。独自の執行委員会 (Executive Committee) と諮問委員会 (Consultative Committee) を持つカウンシルは管理運営の執行母体となり、カウンシルに報告義務のあるジェネラル・ボードや財務委員会 (Finance Committee) が創設された。決裁を進める手順の効率化が図られたのである。

『ワス報告書』で提案されたケンブリッジ大学の組織構成は、その後更に細分化され、カウンシルの下に執行委員会と諮問委員会が加えられ、その直下にジェネラル・ボードと財務委員会を配置する直線的な構造になった。学内の資源配分と管理運営面においてカウンシルの決定権及び権限の範囲が拡大されている。教員の総意を示すリージェント・ハウスがカウンシルの上位にあるものの、あくまでもハウスは拒否権を有するに留まる。また、監査機構として調査委員会 (Board of Scrutiny) が創設されているが、本委員会は、カウンシルの審議事項に対して意見を述べる機関に過ぎない。このカウンシルからの直線形の命令系統による管理運営が招いた結果が、情報管理システム導入による総額1千万ポンドの負債であった (カプサ被害: Capsa disaster)。これは、調査委員会の知識不足とカウンシルの命令系統と部局間の調整がつかないままに見切り発車したことの結果であり、学内の全教員から成るリージェント・ハウスの権限を他組織に移譲し、管理運営を分割しようとしたために組織が多様化かつ多層化され、透明性を欠いた結果と考えられる。

上記の被害後には、学内業務に明るいだけでなく、広範な領域からの人材の必要性が説かれ、2002年のリージェント・ハウスでの討議では学外からのカウンシル委員の選出が認められることになった (Shattock 2006)。しかし、最大の案件であった副学長の権限強化は、僅差で認可されなかった。この結果、ブロアーズ (Alec Broers) 副学長は辞職し、新たにケンブリッジの学部卒業生ではあるがイェール大学で副学長 (Provost¹⁹) をしていたリチャード (Alison Richard) が、ケンブリッジ大学としては初の女性副学長として就任することになった。

5. 近年の英国の高等教育の動向

5-1 高等教育政策の方向性

政府の高等教育改革の基本的な施策は下記5項目で、2003年の白書『高等教育の将来』に示された。

- 高等教育の拡大
- 高等教育財政の改善
- 教授・学習活動の質的向上
- 研究環境の整備
- 産学連携の強化

BIS が公刊した高等教育の枠組みは上記の中に示された5項目に準じており、*Higher ambitions: the future of universities in a knowledge economy*, 2009の中に示されている。本報告書で推奨されている重要項目を要約すると以下のものになる。

- ① 大学間競争を増すこと。特に、高度な技術を要する大学のプログラムの優先順位を高くするよう各機関を方向づけること
- ② 補助金や学生の奨学金を増額し、大学での専攻課程の種類を増やすこと
- ③ 職場に直結したビジネスを優先すること
- ④ 社会人がもっと容易に大学に進学できるようにパートタイム課程や応用準学位（foundation degrees）を増設すること。他にも一定の修業期間後に応用準学位やその他の職業課程に進学を可能とする道を拓くこと
- ⑤ 大学に進学できる能力を持った若者に、選択肢として高等教育進学があることを大学進学情報として広く一般に知らせるように大学に働きかけること
- ⑥ 高等教育機関が提供する課程から学生が何を得られるかが明確にわかるように機関側が公表すること
- ⑦ 卓越性に焦点を合わせることで世界レベルの研究基盤を維持すること。また、費用が掛かり、かつ影響力を持つ研究には研究補助金を集中して配分すること

2009年の時点で、政府は10年から15年の間の高等教育の基本的な枠組みはどうあるべきかを現在検討中で、以下の9項目はその中心課題である。

- 学界と政策形成：学界と政策担当者とのよりよい関係を構築するための方法の模索
- 人口問題：今後20年間の人口動態の変化にHEはどう対処するか
- 知的財産と研究の関係：経済的メリットの最大化を図る
- 国際化：国際市場への適応
- 遠隔学習：e-ラーニングの活用
- パートタイム修学：増加が予想される成人学生、特にパートタイム学生について
- 研究のキャリア：研究職が他の専門職と比べて人気なくなっていることへの対処
- 学生の修学経験の質の改善
- 高等教育の実績の測定方法の開発（各機関の使命を踏まえた上で）

(HEPI 2009, *Policy Briefing: Developments in higher education policy and practice*, Dec. 2009)

5-2 九大学への類型化

5-2-1 先行研究

古くは新堀（1965）が試み、また、天野（1977、1986）の類型化が大きく影響を与え、カミングズ（1972）やカーネギー高等教育審議会、そして近年では有本・江原（1996）、吉田（2002）、島（2006）が進展させた大学分類を参考にしながら、イギリスの大学の類型化を行う。

イギリスの大学の類型化は、従来の古い大学分類、即ち、伝統的大学、旧市民大学、新市民大学、新構想大学、工科大学の5分類、あるいは、ロンドン大学群を含む6分類に、現在では1992年以降の新大学を加える形をとるのが一般的である。しかし、これら5分類（あるいは6分類）は1992年以前の大学の属性を基にした分類で、1992年以降の新大学の属性が十分に示されていないと考えられる。

そこで、1992年以降の新大学を含む新たな大学分類のために、イギリス高等教育機関を、イ

ングランド高等教育政審議会（HEFCE）による全高等教育機関の量的調査（*Profiles of Higher Education Institutions*）、タイムズ紙の大学案内（*Good University Guide*）、タイムズ紙以外の高等教育機関の大学案内であるヴァージン社（*The Virgin Alternative Guide to British Universities*）やガーディアン紙の大学案内（*The Guardian University Guide*）等による量的調査、及び、高等教育統計局（Higher Education Statistics Agency: HESA）が公表する各高等教育機関の項目別の財政と各高等教育機関のフルタイムの学生数や教員数、更に、学生からの満足度は、全国学生調査（National Student Survey: NSS）の調査結果を活用し、これらを基に、個別大学の状況を図表とグラフに示した（Appendix (d) 参照）。その図表とグラフを大学毎に比較することによって、古い大学分類では見られなかった大学群の特性と構造を可視化させることが目的である。

5-2-2 九大学への類型化

1992 年の一元化以前は、一般的に次の①から⑥のように分類されていた。①伝統的大学（2 大学）、②ロンドン大学カレッジ群、③旧市民大学（7 大学）、④新市民大学（5 大学）、⑤新構想大学（9 大学）、⑥工科大学（9 大学）である。しかし、この分類は主に歴史的、文化的設立経緯を基本とした属性に基づいての大学分類であり、新大学の参入により機能や構造が多様化したと考えられている一元化以降の大学分類に適しているかどうかは、イギリスにおいても未だ研究されていない。そのため、一元化以降の新大学を含めた上で、果たして大学間で機能の分化が起きているのか、即ち、機能の多様化や分化が生じているのか、その実態を究明するために、新たな大学分類を試みる。

もしも仮に、一元化後の大学分類が、従来の①から⑥の大学群に加えて、1992 年以降の新大学群の 7 類型に分類されたとするならば、機能や構造の多様化の実態は 1992 年以前と同じく、変化していないことになり、依然として、1992 年以前の大学と以降の大学との二元構造が潜在的に存在していることになる。

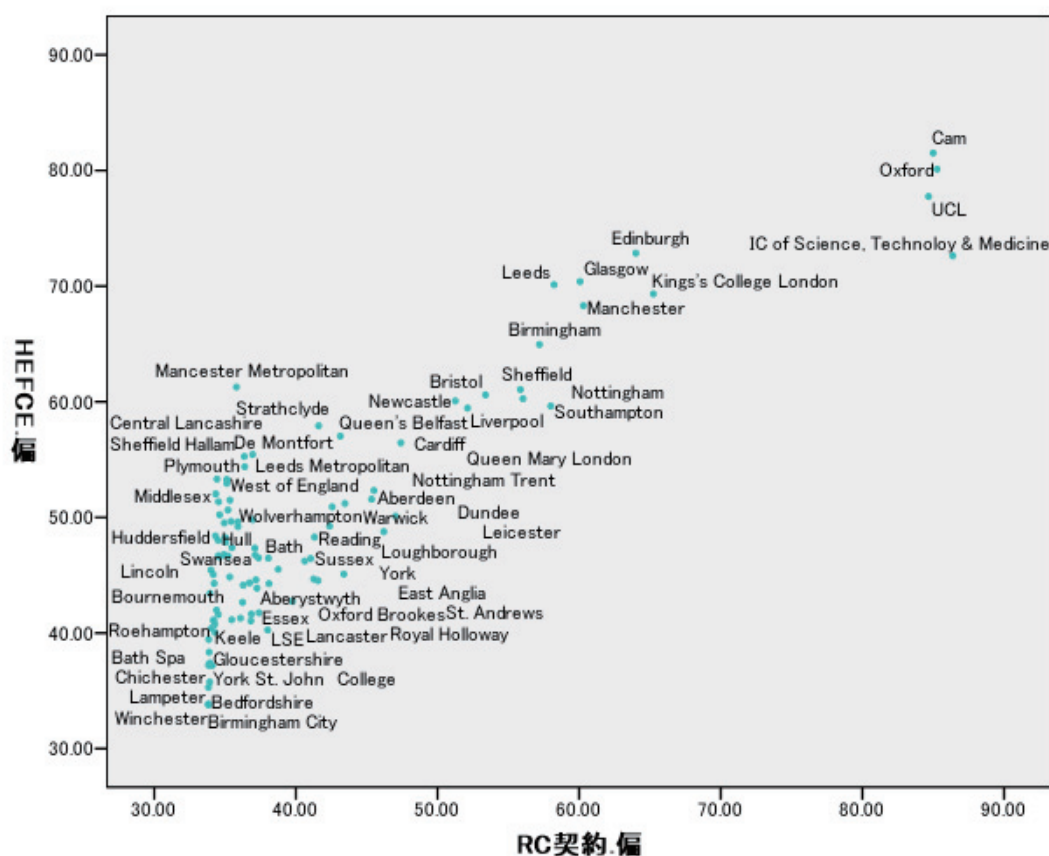
以下に、イギリスの大学分類の指標を示す。

分類のための指標は、以下の A) から P) の項目が考えられる。

- A) HEFCE や RC や研究契約からの補助金比率：各大学が研究大学かどうかの判断に関しては、以下の点を基にする。研究評価（Research Assessment Exercise: RAE）による研究補助金の配分は、研究者（Research Active Staff）の人数に比例するため、研究機能の強さ、教員の質の高さと同時に研究者の養成機能の強弱も見分ける指標となる。そこで、イングランド高等教育審議会（HEFCE）からの補助金額と研究審議会（RC）からの補助金額の合計を、各大学の総収入の何パーセントに相当するかを計算し、その割合が 60%以上の大学を研究大学と看做す（23 大学）。しかし、その中にはリーグ・テーブルの下位に在る大学も含まれている。例えば、カンブリアやマンチェスター・メトロポリタンである。しかし、これら 7 大学は、公的な教育費補助金も少なく、全外の総収入額が少ないため、合計額が高率になっているに過ぎない。

ここで、HEFCE からの補助金と RC や研究契約からの資金との間に相関関係が存在するかどうかについて調べる。RC や研究契約は HEFCE による研究評価結果と密接に関係しており、HEFCE からの補助金額が高額になれば、RC や研究契約からの資金も増額すると考えられるからである。

図 6-8 HEFCE の各大学への補助金と RC 及び契約金との相関関係



上記の図 6-8 からわかることは、HEFCE からの補助金額総額が約 600 万ポンドまでに位置する新大学では相関関係が見られないが、それより多額の補助金をもらっている新大学には相関関係が見られた。また、下記表 1.1 に分類した総合大学 I・自然科学系・研究大学、総合大学 I・人文社会学系・研究大学、総合大学 II・自然科学系・研究大学、総合大学 II・人文社会学系・研究大学、総合大学 I・自然科学系・准研究大学 A 及び B、総合大学 II・人文社会学系・准研究大学 A 及び B の中では、HEFCE からの補助金額と RC や研究契約からの資金との間に相関関係が見られた。修正済み決定係数が高く、頑健性 (robustness) があると考えられる。

研究大学は、HEFCE からの補助金額が高額になれば、RC や研究契約からの資金も増額し、また、総合大学でも教育系大学のもの、教員養成大学と分類される大学群、また、新大学が大半を占める准学士号授与大学は、研究評価やその評価結果と結び付いた HEFCE からの補助金や RC からの補助金の合計額の間に関連性が見受けられず、総じて、RC や研究契約からの資金は少額である。

- B) 研究評価 (Research Assessment Exercise: RAE) : RAE の評価が高い大学を研究大学とする。
 - (ア) 研究大学の段階は、研究大学 : RQ2.5 以上 (11 大学)
 - (イ) 准研究大学 A : RQ2.0 以上 2.4 以下 (18 大学)
 - (ウ) 准研究大学 B : RQ1.5 以上 1.9 以下 (14 大学)
- C) 大学院生の比率 : カーネギー高等教育審議会によるアメリカ大学の類型化によると、学

位授与大学の中で、研究大学と大学院大学とに分類されている。また、博士課程の大学院を持たない大学は、更に総合大学と教養カレッジに分類される。その他、短期大学、専門大学、非伝統型大学に分類されている。しかし、イギリスの大学の場合、全大学が博士課程の大学院を有しており、大学は、第一学位を教授する学士課程を中心とする。大学院は周縁部に置かれてきたため、大学院によって研究機能の強さを示すものとは考えにくい。しかしながら、20%が分水嶺となるため、大学院生が20%以上在学し、かつ、准学士号授与大学ではないものを研究大学とする（27大学）。

- ・30%以上の大学：オックスフォード、ケンブリッジ、インペリアル・カレッジ、UCL、LSE（最大大学院生数45.1%）、バース
- ・20%以上の大学：ダーラム、エグゼター、ブリストル、ヨーク、キングズ・カレッジ、エディンバラ、レスター、サザンプトン、シェフィールド、ノッティンガム、バーミンガム、ランカスター、マンチェスター、リーズ、アバディーン、サリー、ストラスカイト、ゴールドスミス、ランピーター、ウェストミンスター

- D) 天野分類：天野分類による医歯系を持たない大学は在るものの、全大学が a. 人文系、b. 社会系、c. 自然系の3系を有しているため、イギリスの全大学は総合大学と考えられる。
- E) 学生の質：学生の質は、21歳未満の新入生の GCE・AS/ASVCE、GCE・AS レベルのダブル取得、GCE・A レベル/AVCE の合計ポイントによって示される。例えば、A レベルの A を3科目取得すれば、120ポイント×3で360ポイントになる。しかし、トップ30大学は入学基準の最低基準を360ポイントとしている。113大学の平均値は319である。
- F) ラッセル・グループ（1992年以降の研究大学グループ群）：全大学の中での個別大学の地位を測るために、グループ化されたグループ毎の分類も、大学間でのピア・レビューによる審査結果によるグループへの入会であるため、一定の水準を保つ指標となる。
- ・ラッセル・グループ：バーミンガム、ブリストル、ケンブリッジ、カーディフ、エディンバラ、グラスゴー、インペリアル・カレッジ・ロンドン、キングズ・カレッジ・ロンドン、リーズ、リバプール、LSE、マンチェスター、ニューカッスル、ノッティンガム、クイーンズ・ベルファスト、オックスフォード、シェフィールド、サザンプトン、ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン、ウォリックの20大学
- 上記の大学は、全て、総合大学 I 及び II の研究大学と准研究大学の中に入っている。
- G) 入学定員：入学定員は、HEFCE により規定されているため参考にはならない。
- H) 労働者階層からの進学者数の割合：労働者階層からの進学者を支える大学の定義を、労働者階層からの進学者が全体に占める割合が40%以上の大学とする。
- I) 1人当たりの教員の教授する学生数（平均：16.7で、最高25.2のロンドン・サウスバンクで、最低は8.9のUCLとなっている）
- J) 上級学位（上級第一級優等学位及び上級第二級優等学位）取得率（平均値：62.4）
- K) 就職率（平均値：69.2）
- L) 卒業率（平均値：84.9）
- M) 公立中等学校からの進学者が全体に占める割合（平均値：88.5）
- N) 労働者階層からの進学者が全体に占める割合（平均値：30.9）
- O) 海外留学生からの進学者が全体に占める割合（平均値：10.9）
- P) 成人学生の全体に占める割合（平均値：24.1）

ここで、指標の A)、B)、C)、E)、及び、自然科学系専攻者が 50%以上在籍する大学を、以下の組み合わせで分類する。それが表 1 である。この分類では、研究指向型大学を分類型の表の上位に置く。

総合大学 I： 医学部在、三系統以上の学系

総合大学 II： 医学部無、三系統以上の学系

自然科学系： 自然科学諸学科を専攻する学生数が 50%以上

人文社会学系： 人文社会学学科を専攻する学生数が 50%以上

教員養成大学： 従来、教育カレッジであった高等教育機関が単独で大学に昇格した大学

準学士号授与大学： 第一学位以外の準学位を授与する大学（リーグ・テーブルの 53 位までは、旧大学の名前があるが、それ以下は、準学士号授与大学が増加）

表 6-24 1992 年の一元化以降の大学分類

分類型	大学名
総合大学 I・自然科学系・研究大学	UCL(ロンドン大学)、インペリアル・カレッジ(ロンドン大学)、ブリストル(旧市民)
総合大学 I・人文社会学系・研究大学	オックスフォード、ケンブリッジ、エグゼター(新市民)、ヨーク(新構想)
総合大学 II・自然科学系・研究大学	無
総合大学 II・人文社会学系・研究大学	セント・アンドリュース(伝統的)、LSE、ダーラム(スコットランド)、エディンバラ(伝統的)
総合大学 I・自然科学系・准研究大学 A	キングズ・カレッジ(ロンドン大学)、サザンプトン(新市民)、ノッティンガム(新市民)、クイーン・メリー(ロンドン大学)
総合大学 I・人文社会学系・准研究大学 A	シェフィールド(旧市民)、ニューカッスル、バーミンガム(旧市民)、マンチェスター(旧市民)、リーズ(旧市民)、サセックス(新構想)
総合大学 II・自然科学系・准研究大学 A	バース(CAT)
総合大学 II・人文社会学系・准研究大学 A	ウォリック(新構想)、ラフバラ(CAT)、グラスゴー(スコットランド)、ランカスター(新構想)、ロイヤル・ホロウェー(ロンドン大学)、レディング(旧市民)、ゴールドスミス(ロンドン大学)
総合大学 I・自然科学系・准研究大学 B	無
総合大学 I・人文社会学系・准研究大学 B	カーディフ(ウェールズ大学)、イースト・アングリア(新構想)、リバプール(旧市民)
総合大学 II・自然科学系・准研究大学 B	サリー(CAT)、ヘリオット・ワット(CAT)、ブルネル(CAT)
総合大学 II・人文社会学系・准研究大学 B	クイーンズ・ベルファスト(北アイルランド)、アバディーン(スコットランド)、ストラスカイ(スコットランド)、ダンディー(スコットランド)、エセックス(新構想)、アパリス(ウェールズ連合大学)、スワンジー(ウェールズ連合大学)、バンガー(ウェールズ連合大学)
総合大学 I・自然科学系・教育大学	無
総合大学 I・人文社会学系・教育大学	キール(新構想)、ハル(新市民)、プリマス(ポリテクニク)、ブライトン(ポリテクニク)、グリニッジ(ポリテクニク)

総合大学Ⅱ・自然科学系・教育大学	アストン(CAT)、ティーサイド(ポリテクニク)、CU(CAT)、ブラッドフォード(CAT)
総合大学Ⅱ・人文社会学系・教育大学	チチェスター(UC)、コベントリー(ポ)、ベッドフォードシャー、バス・SPA(UC)、バーミンガム・シティ、ランピーター(ウェールズ大学)、ヨーク・セント・ジョン、ウースター、カンブリア、マンチェスター・メトロポリタン(ポ)、チェスター、ローハンプトン(サリー連合大学)、ノーサンプトン、リバプール・ジョンモア(ポ)、ウェストミンスター(ポ)、ウルヴァーハンプトン(ポ)、ダービー、テムズ・バリー(ポ)
教員養成大学	ウインチェスター、エッジ・ヒル、リーズ・メトロポリタン
準学士号授与大学	その他の新大学

その他の分類法	
工学系大学(15%以上)	IC、ラフバラ、サリー、ヘリオット・ワット、CU、ブラッドフォード(6)
ビジネス系大学(20%以上)	Ox、LSE、グラスゴー、レディング、サリー、オックスフォード・ブルックス、バーナムウス、ノーサンブリア、グロースターシャー、ブライトン、リーズ・メトロポリタン、ミドルセックス、グリニッジ、テムズ・バリー、バッキンガムシャー・ニュー、ロンドン・サウスバンク(16)
社会学特化大学	LSE、ランピーター
小規模大学(総学生数が5000人以下)	ランピーター(1475)、チチェスター(3355)、ウインチェスター(3715)、ヨーク・セント・ジョン・カレッジ(4450)、ウースター(4720)
総学生数が5000人以上10000人未満	バス・SPA(5015)、バッキンガムシャー・ニュー(5140)、ゴールドスミス(5950)、グロースターシャー(6110)、カンブリア(6450)、ヘリオット・ワット(6595)、アバリス(6795)、ローハンプトン(6905)、セント・アンドリュース(7045)、エッジ・ヒル(7130)、キール(7135)、ノーサンプトン(7465)、ロイヤル・ホロウェー(7495)、スターリング(7715)、バンガー(8025)、サンダーランド(8125)、チェスター(8145)、アストン(8435)、LSE(8550)、カンタベリー・クライストチャーチ(8580)、リンカン(8720)、テムズ・バリー(8890)、ベッドフォードシャー(9090)、エセックス(9230)、スタフォードシャー(9310)、ブラッドフォード(9475)、サセックス(9680)、ティーサイド(9700)、ランカスター(9775)、ダンディー(9880)、ダービー(9920)、
労働者階層からの進学を支える大学(45%以上)	ブラッドフォード(49.0)、ティーサイド(48.6)、サンダーランド(48.0)、ミドルセックス(47.5)、グリニッジ(46.1)、ウルヴァーハンプトン(51.6)

更に、別の観点、即ち、財政面、学生層、学生の質の3点から、上記の大学分類に基づき、各大学の特徴を比較対照してみる。政府からの研究補助金が多く、上級学位の取得率の高い学生が多いのは、研究指向型大学に集中しており、学生層の拡大に努めている大学は、准研究大学Bより下位にある大学である(補遺参照)。

これらを総合すると、結果として、1992 年の一元化以降の全大学は、以下の 9 つに類型化が可能となる。

- 1) <I・研究大学>
 - a) 総合大学 I・自然科学系・研究大学、b) 総合大学 I・人文社会学系・研究大学
- 2) <II・研究大学>
 - c) 総合大学 II・自然科学系・研究大学、d) 総合大学 II・人文社会学系・研究大学、
- 3) <I・准研究大学 A>e) 総合大学 I・自然科学系・准研究大学 A
- 4) <I・准研究大学 B>f) 総合大学 I・自然科学系・准研究大学 B
- 5) <II・准研究大学 A>g) 総合大学 II・人文社会学系・准研究大学 A
- 6) <II・准研究大学 B>h) 総合大学 II・人文社会学系・准研究大学 B
- 7) <教育系大学>
 - i) 総合大学 I・自然科学系・教育大学、j) 総合大学 I・人文社会学系・教育大学、k) 総合大学 II・自然科学系・教育大学、l) 総合大学 II・人文社会学系・教育大学、
- 8) <教員養成大学>m) 教員養成大学
- 9) <准学士号授与大学>n) 准学士号授与大学

しかし、上記大学の 9 分類型は次の大学 4 分類型移行への基本構造に他ならない。4 分類の大学の類型化に関しては、イギリス高等教育の二元構造の一元化にも深く関連しており、大学の多様化の問題とも絡めて今後の課題とする。

<編集注>

本章の 2-4 の囲み記事 (RAE2008 と Research Excellence Framework) および 3-1~3-5 のデータ並びに制度紹介の記載については、水田健輔 (国立大学財務・経営センター) の責任で加筆とデータの更新等を行った。特に 3-4 については、芝田 (2006) の該当箇所の原文を引用し、最新データに差替えを行う手順にて加筆作業を実施している。

<参考文献>

- Higher Education Funding Council for England (HEFCE) 2001, *Funding Higher Education in England: How the HEFCE Allocates Its Funds*.
- HEFCE 2002, *Supply and Demand in Higher Education*.
- HEFCE 2004a, *Developing the Funding Method for Teaching from 2004-05*.
- HEFCE 2004b, *Funding Method for Teaching from 2004-05: Outcomes of Consultation*.
- HEFCE 2004c, *Funding Higher Education in England: How the HEFCE Allocates Its Funds*.
- HEFCE 2005a, *Funding Higher Education in England: How the HEFCE Allocates Its Funds*.
- HEFCE 2005b, *HEFCE Staff employed at HEFCE funded HEIs: trends, profiles and projections*.
- HEFCE 2008, *Funding Higher Education in England: How HEFCE Allocates Its Funds*.
- HEFCE 2009, *Recurrent Grants for 2010-11*.
- Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) 2001, *Quality Assurance in UK Higher Education: Proposals for Consultation*.
- QAA 2004, *Strategic plan 2003-05*.

- 天野郁夫 1977, 「大学分類の方法」天城勲・慶伊富長編著『大学設置基準の研究』東京大学出版会, pp. 57-69.
- 天野郁夫 1986, 『高等教育の日本的構造』玉川大学出版部.
- 潮木守一 2004, 『世界の大学危機 新しい大学像を求めて』中公新書.
- 金子元久 1993, 「欧米高等教育の新動向」『IDE 現代の高等教育—欧米高等教育の新動向』350号, 民主教育協会, pp. 5-11.
- 金子元久 1994, 「高等教育と市場メカニズム — 高等教育改革の国際的動向」『教育社会学研究』第55集, 日本教育社会学会, pp. 23-36.
- カミングス, ウィリアム 1972, 『日本の大学教授』(岩内亮一・友田泰正訳) 至誠堂.
- 小林雅之 2002, 「システムの構造化—統計的分析」『国立大学の構造化と地域交流』国立学校財務センター, pp. 147-182.
- 篠原康正 2003, 「イギリス」『諸外国の高等教育』文部科学省, pp. 37-75.
- 篠原康正 2004, 「イギリス」『諸外国の高等教育』文部科学省, pp. 55-93.
- 芝田政之 2006, 「英国における授業料・奨学金制度改革と我が国の課題」『大学財務経営研究』国立大学財務・経営センター, 第3号, pp. 89-112.
- 島一則 2006, 「法人化後の国立大学の類型化—基本財務指標に基づく吉田類型の再考」『大学財務経営研究』国立大学財務・経営センター 第3号, pp. 61-85.
- 新堀通也 1965, 『日本の大学教授市場』東洋館出版社.
- 東京大学 大学総合教育研究センター 2004, 『日英大学のベンチマーキング — 東大・オックスフォード大・シェフィールド大の詳細比較』大総センターものぐらふ, No. 3.
- マクネイ, イアン 2005, 「イギリスの大学における研究評価」秦由美子編著『新時代を切り拓く大学評価—日本とイギリス』東信堂, pp. 41-62.
- 吉田文 2002, 「国立大学の諸類型」『国立大学の構造化と地域交流』国立学校財務センター, pp. 183-193.

<注>

¹ プライベート・セクターに属する1992年以前大学として存在した旧大学(伝統的大学、旧・新大学、旧CAT)は、個々の大学に授与される王立憲章(Royal Charter)に基づいて法的位置づけが与えられる勅許法人(Chartered Corporations)であり、王立憲章はその附属文書(statutes)とともに枢密院(Privy Council)の審査を経て与えられる。王立憲章及びその附属文書(statutes)は、個々の大学の管理運営に関する基本的枠組みや規定が定められている。一方、パブリック・セクターに属する1992年以後に大学に昇格した新大学(旧ポリテクニクやカレッジ)は、1988年教育改革法の規定で高等教育法人(Higher Education Corporation)として法人格が与えられ、地方教育当局(Local Education Authorities: LEA)から独立し、1992年継続・高等教育法で大学に昇格することが可能となった。1992年以後に昇格した大学については基本的に1988年教育改革法に基づく高等教育法人となり、高等教育法人に対しては1988年教育改革法に基づき、教育科学大臣が承認する管理運営規則が定められている(篠原 2004)。

² 1992年以降の新大学とは異なる。

³ 条件とは、フルタイムに換算した上級継続教育課程の在学者数が350名を超え、かつその数がフルタイムに換算した総在学者数の55%を超えていること、あるいは、フルタイムに換算した上級継続教育課程の在学者数が2,500名を超えていることである(第121条から第123条)。

⁴ 英国において大学という名称を受ける場合には備えなければならない条件とは3点ある。第1は、当該高等教育機関に「研究学位(博士号等)課程」が設置されていること、第2は、審査基準にある11の学問領域の中で、少なくとも5領域において300名以上のフルタイム学生相当が在学していること、第3は、最低4,000名のフルタイム相当学生が存在していること(そのうち最低3,000名は学士課程レベルに在学していなければならないこと)である。

⁵ AHRC: Arts & Humanities RC、BBSRC: Biotechnology & Biological Science RC、EPSRC: Engineering and Physical Sciences RC、ESRC: Economic & Social RC、MRC: Medical RC、NERC: Natural Environment RC、

⁶ RCs の補助金は、間接経費はあったが、施設を維持・管理するには不十分で、競争的研究資金として特別なプロジェクトに対する直接経費が主だった。

⁷ National Academies: British Academy, The Royal Society, Royal Academy of Engineering, National Academy for Gifted and Talented Youth. 基本的に間接経費を助成しない。ただし、施設費や研究代表者の給与は支給しているため、間接経費の一部に相当する経費を助成していると考えられる。

⁸ Wellcome Trust は、UK 最大の財団で世界でも第二位の医学研究を支援する財団である。毎年 UK を含む全世界で約 5 億ポンドを支援している。財団の補助金は大学の R&D に提供されている。

⁹ 本節は、2007 年 2 月にオックスフォード大学を訪問した際に収集した資料 Oxford University. *Financial Statement 2005/06* をもとに記述。

¹⁰ これにはサイド・ビジネス・スクール (Said Business School) やラドクリフ附属病院 (Radcliffe Infirmary) 等の建物を指す。

¹¹ 相手の純資産を安く買収した場合の買収価額超過額のこと。日本では早期償却 (利益計上) に相当すると云われている (藤田敬司「知的財産権・ブランド・のれんの資産性」『立命館経営学』2002.)

¹² HEFCE の機関長イーストウッドから副学長フッドへの 2007 年 1 月 10 日付け手紙 (コピーをオックスフォード大学・総務部から 2008 年 6 月に入手)。

¹³ 副学長フッドから HEFCE の機関長イーストウッドへの 2007 年 3 月 27 日付の手紙 (コピーをオックスフォード大学・総務部から 2008 年 6 月に入手)。

¹⁴ リージェント・ハウス (Regent House): 大学の管理運営主体で、全教員から成る。1 学期間で数回会合を実施する。職務は、下記 5 項目である。

- ・ ジェネラル・ボードの報告書を包括するカウンスルの年次報告書の作成
- ・ 会計からの年度予算の分配の提示
- ・ 主な建造物の計画
- ・ 教授職の確保
- ・ 教育、政策、制度上の事柄全般

¹⁵ ケンブリッジ大学にとって 2009 年は創設 800 年に当たる。

¹⁶ カウンスル (University Council): 大学の執行部であり政策決定母体であり、ケンブリッジ大学のカウンスルは、チャンセラー、副学長 (VC)、そして 19 名の委員からなる (VC (委員長)、4 名の Head of House (教授あるいは Head of Department)、4 名の教授とリーダー (Reader)、その他 8 名の教授、3 名の学生代表、秘書)。また、学内運営、大学の長期・短期計画、予算配分の 3 点の任を負っている。カウンスルは、通常 1 ヶ月に 1 度会合を持ち、更に、VC と 5 名のカウンスル委員からなる執行委員会 (Executive Committee) の会合は、カウンスルの会合の間に設定される。大学の財源の 75% は、ジェネラル・ボード (General Board) に直接渡り、教育・研究に使用される。学生数は、カレッジ、学部、学科等により審議された後に、カウンスルにより決定される。特にカウンスルの総合計画委員会 (Planning Committee) の影響が大きい。また、学部審議会 (Councils of Schools) の権限も増大している。

¹⁷ Galbraith, K. "The Dons Run Cambridge – But Should They??" in the *Chronicle of Higher Education*, February 6, 2004. Available from <http://chronicle.com/weekly/v50/i22/22a03201.htm>; Internet; accessed 12 November 2008.

¹⁸ 英国では学部や学科の上部にスクール (School) を置く大学が増加しているが、これは少数の人員で構成された学科で決定を速やかに実施することが目的として創設される場合が多く、新大学に多く見受けられる。

¹⁹ アメリカの大学では英国の副学長と意味合いは異なり、実質的に学長 (President) に次ぐ位置にある。

△補遺

旧大学分類		新大学分類		R	年次	学部数	工学部	工学部数	工学部生数	%学部生	GUEA	成人学生	海外留学生	労働環境整備	公立学校	卒業率	就職率	取上げ率	満足度	HEIFE	C&S契約	教育費補助金	X+Y+Z	寄付	総収入	総収入取引率			
1	医・伝統的	1・研究	1・研究	3.5	1095	13	7.0%	21	7,305	62.4	524	41	12.8	9.8	53.0	97.7	82.3	91.1	85.0	10.8	134739	149744	47574	32057	29654	426549	77.8		
2	医・伝統的	1・研究	1・研究	3.7	1209	14	8.0%	0	6,301	67.4	539	63	12.1	11.5	57.2	99.0	85.5	87.0	10.6	138321	148978	54586	342385	48894	446755	76.6			
3	医・工学系	1・研究	1・研究	2.7	1908	7	29.0%	0	6,995	67.4	489	55	34.7	18.3	62.0	97.1	88.4	88.5	10.3	112966	152984	44185	310135	3440	381230	81.4			
4	医・伝統的	1・研究	1・研究	2.5	1410	10	6.0%	1	5,44	70.45	5825	82.7	468	28	26.1	15.7	58.8	94.2	77.8	85.1	84.0	12.4	25949	1314	73224	79.3			
5	医・伝統的	1・研究	1・研究	2.7	1828	13	9.0%	0	7,56	12750	11275	65.4	452	16.3	28.0	18.9	66.8	92.0	80.4	77.0	8.9	127862	5966	431510	77.7				
6	新構想大学・総合 (Applied with)	11・准研究大学 A	11・准研究大学 A	2.8	1964	12	7.0%	9	5,39	14595	10990	75.3	483	10.6	17.6	76.4	96.0	79.2	77.0	13.1	50591	28057	48801	127279	1141	191479	86.5		
7	社会学・総合	11・研究	11・研究	2.4	1900	6	0.0%	24	2,4	8550	3860	45.1	483	34	48.5	18.2	65.9	96.5	76.0	73.0	13.3	18748	12205	78900	1576	104344	75.7		
8	伝統的	11・研究	11・研究	2.5	1832	12	4.0%	3	5,34	14390	11275	78.4	459	54	8.3	15.0	61.7	78.3	77.5	79.0	14.8	49719	23437	43007	757	128219	76.4		
9	医・総合・新市民大学	1・研究	1・研究	2.6	1955	11	5.0%	6	4,33	12780	10010	78.3	384	11.2	6.4	16.7	72.8	94.8	71.7	79.4	85.0	14.7	43962	80334	31916	111342	1346	143842	77.9
10	医・市民大学 (工学系)	1・研究	1・研究	2.6	1909	12	11.0%	7	7,34	15220	12135	75.1	441	14	10.8	14.3	95.6	81.3	74.0	13.1	31649	166520	2037	902621	1222	902621	71.9		
11	新構想	1・研究	1・研究	2.5	1962	12	6.0%	3	5,38	10925	8010	73.3	434	11.4	10.3	16.8	80.0	96.0	79.0	13.1	32809	27811	22308	89229	1097	113319	73.2		
12	医・伝統的	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.0	1836	12	3.0%	3	6,52	15735	11635	73.9	415	28.2	13.3	21.8	92.3	83.2	72.8	76.0	11.4	103361	91426	4804	243191	4016	131815	76.3	
13	CAT (工学系)	11・准研究大学 B	11・准研究大学 B	2.0	1966	10	19.0%	6	6,37	12885	9745	66.9	440	10.7	21.0	19.1	77.2	95.7	78.0	15.0	38114	19789	21600	77503	4014	101254	76.5		
14	医・伝統的	1・研究	1・研究	2.8	1953	14	2.0%	18	5,42	9775	7780	79.7	388	5.3	12.0	22.0	90.3	83.3	64.3	69.6	79.0	13.7	33992	14353	18268	66614	1394	95437	75.8
15	医・市民	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	1.9	1957	13	5.0%	3	6,39.5	10380	8000	77.1	360	13.9	12.2	26.0	89.5	93.0	76.2	71.6	84.0	14.7	42462	87034	31916	111342	1346	143842	77.9
16	CAT・自然科学	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.0	1952	12	10.0%	4	6,54	14055	14785	77.6	407	19.1	9.9	20.0	83.4	83.7	76.5	74.0	13.9	25113	26992	44874	190385	1539	231766	75.5	
17	CAT・准学生自営与大学(2)	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	2.1	1962	14	21.0%	6	6,41	14675	11701	75.1	368	3.9	8.8	21.7	91.3	75.7	67.7	49.0	17.0	44875	24911	22279	92065	1402	121869	75.5	
18	伝統的	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.4	1905	14	6.0%	7	7,46	21265	15960	75.1	392	9.1	21.3	85.3	92.1	71.9	74.5	78.0	14.2	10646	11456	2159	2159	2159	2159	75.5	
19	医・伝統的	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.2	1451	10	8.0%	27	6,43	17710	14720	83.1	412	13.2	7.0	21.9	86.6	86.6	75.4	71.3	79.0	13.2	10646	76379	35776	218041	7029	264445	82.3
20	旧市民・自然科学	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.1	1948	14	12.0%	8	8,31	28865	20965	78.0	408	18.4	14.3	17.4	95.7	76.3	74.3	76.0	13.7	26983	44658	20123	789	243382	78.1		
21	旧市民・自然科学	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.0	1963	15	9.0%	8	8,49	17470	14165	81.1	405	10.5	10.2	20.1	92.2	79.4	72.2	77.0	14.9	76385	50747	157711	2541	219297	74.1		
22	新市民・自然科学	11・准研究大学 A	11・准研究大学 A	2.1	1900	18	8.0%	6	6,46	21530	9335	74.1	431	9.1	22.1	78.2	93.6	72.7	70.9	78.0	14.9	8482	53294	211964	3151	217851	75.8		
23	新構想 (社会学)	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.1	1964	12	2.0%	18	5,42	9775	7780	79.7	388	5.3	12.0	22.0	90.3	83.3	64.3	69.6	79.0	13.7	33992	14353	18268	66614	1394	95437	75.8
24	CAT・自然科学	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.1	1903	13	4.0%	3	7,48	31870	24139	76.2	412	12.5	15.1	21.3	77.2	91.6	73.0	73.0	13.6	10313	11949	22414	6053	923574	76.0		
25	CAT・自然科学	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	1.2	1966	12	12.0%	10	5,33	8433	6825	80.9	365	10.7	16.1	36.2	91.0	78.1	69.0	80.0	16.5	21292	4762	12951	39005	731	52369	72.1	
26	医・市民	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	2.0	1984	15	8.0%	7	7,49	14800	10050	82.4	334	14.4	8.1	21.8	85.8	92.4	77.6	66.8	77.0	14.7	65862	39548	35841	141251	3131	167906	84.1
27	医・市民	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	2.0	1904	15	7.0%	7	7,49	27695	21455	79.1	392	9.9	6.6	19.3	91.9	71.9	73.4	76.0	13.9	10943	11456	4352	102921	141251	3131	167906	84.1
28	新構想	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.8	1964	11	6.0%	6	5,30	11925	9700	82.1	367	31.6	9.0	24.3	87.9	85.4	71.9	70.1	13.7	131578	21641	25459	76878	1579	98412	79.9	
29	新構想	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	1.8	1964	11	6.0%	6	5,30	12445	13265	87.0	361	12.6	7.9	24.7	84.8	91.2	72.5	68.8	76.0	12.2	12153	20563	33355	161418	4854	20563	78.5
30	旧市民	11・准研究大学 A	11・准研究大学 A	2.3	1800	19	6.0%	12	3,27	7495	6115	81.6	365	10.0	25.9	24.0	78.5	92.9	69.3	75.0	14.5	47253	8830	15675	47258	1315	63189	74.8	
31	旧市民	11・准研究大学 A	11・准研究大学 A	2.3	1800	19	6.0%	12	3,27	7495	6115	81.6	365	10.0	25.9	24.0	78.5	92.9	69.3	75.0	14.5	47253	8830	15675	47258	1315	63189	74.8	
32	東北・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.7	1908	14	10.0%	8	8,46	18975	13385	84.2	358	18.9	4.4	35.1	94.1	85.0	78.3	69.0	78.0	15.2	67555	27086	32521	127182	1297	158660	80.1
33	医・伝統的	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	1.2	1935	15	7.0%	6	8,45.5	11415	9020	79.0	363	16.6	14.4	22.3	81.8	77.3	74.4	87.6	81.0	15.1	51680	30954	20020	103534	1699	128219	84.2
34	新構想 (社会学)	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.2	1961	11	4.0%	8	8,45.5	9680	7850	81.1	378	16.2	9.2	22.3	81.8	77.3	74.4	87.6	81.0	15.1	51680	30954	20020	103534	1699	128219	84.2
35	新構想 (社会学)	1・准研究大学 A	1・准研究大学 A	2.2	1961	11	4.0%	8	8,45.5	9680	7850	81.1	378	16.2	9.2	22.3	81.8	77.3	74.4	87.6	81.0	15.1	51680	30954	20020	103534	1699	128219	84.2
36	CAT・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	2.0	1915	12	12.0%	3	6,50	12455	10250	82.3	346	15.7	15.7	32.2	80.9	88.8	77.3	64.2	13.0	53861	34021	22217	10009	757	133663	80.2	
37	CAT・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	2.0	1915	12	12.0%	3	6,50	12455	10250	82.3	346	15.7	15.7	32.2	80.9	88.8	77.3	64.2	13.0	53861	34021	22217	10009	757	133663	80.2	
38	CAT・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	2.0	1915	12	12.0%	3	6,50	12455	10250	82.3	346	15.7	15.7	32.2	80.9	88.8	77.3	64.2	13.0	53861	34021	22217	10009	757	133663	80.2	
39	新構想 (社会学)	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.6	1964	11	14.0%	14	6,38	15270	11090	72.4	334	16.7	6.4	26.7	92.3	83.1	78.1	73.9	19.1	70171	22672	34649	88319	9263	131463	87.2	
40	CAT・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.6	1964	11	14.0%	14	6,38	15270	11090	72.4	334	16.7	6.4	26.7	92.3	83.1	78.1	73.9	19.1	70171	22672	34649	88319	9263	131463	87.2	
41	CAT・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.7	1966	10	20.0%	14	5,44	8395	9065	76.8	350	14.4	21.5	27.6	91.8	80.3	76.2	85.3	75.0	15.6	30401	12461	17617	58252	10159	77665	84.7
42	新構想 (社会学)	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.5	1967	14	6.0%	8	7,47	9880	6555	86.6	371	26.1	9.3	25.5	86.6	71.4	75.6	65.8	78.0	14.0	47498	38493	23443	10374	653	82076	73.7
43	新構想 (社会学)	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.2	1962	12	0.0%	4	5,19.5	7135	6325	88.6	319	18.2	6.5	26.7	90.3	89.1	70.4	84.4	77.0	14.3	1046	8752	14462	44260	1731	64615	68.5
44	新構想 (社会学)	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.8	1954	11	5.0%	19	5,34	9230	7455	80.8	302	24.3	8.7	32.6	95.5	87.7	62.7	61.0	13.7	23078	10376	52667	1135	69461	75.5		
45	新市民	11・准研究大学 B	11・准研究大学 B	1.1	1963	11	3.0%	19	5,34	12635	11015	87.2	285	25.5	8.3	30.9	92.8	87.0	73.2	57.7	81.0	18.7	37593	9639	23629	828	94481	77.9	
46	CAT・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	2.1	1904	9	6.0%	0	2,20	5950	4520	76.0	318	33.6	12.8	30.2	91.6	85.7	69.0	65.2	72.0	12.7	22661	2030	13758	38449	401	44340	86.7
47	CAT・自然科学	1・准研究大学 B	1・准研究大学 B	1.7	1872																								

55	ウェーリス・準学(5%)	Banger	1.5	1984	15	2.0%	6	6.49	8025	6630	82.6	263	237	91	329	955	83.9	678	55.7	770	18.9	31364	9771	16358	57499	534	75235	764	
56	ウェーリス・準学(11%)	Portsmouth	0.5	1992	13	7.0%	16	6.41	14600	13320	81.6	271	162	9.3	311	943	96.1	633	52.4	770	18.7	46090	4645	16358	57499	534	75235	764	
57	ウェーリス・準学(4%)	Nottingham Trent	0.4	1992	15	4.0%	15	7.30	16425	15945	85.5	276	169	6.1	357	927	98.2	741	55.7	740	17.1	56023	3798	33537	93603	972	114373	822	
58	ウェーリス・準学(4%)	Bournemouth	0.2	1992	12	9.0%	33	6.413	12655	12060	89.6	269	269	6.0	297	947	96.2	755	58.9	740	20.3	57464	1666	23154	48584	407	57464	848	
59	ウェーリス・準学(1%)	Chichester	0.2	2005	11	0.0%	3	3.20	3355	3765	91.7	234	309	3.4	357	947	98.2	640	49.3	610	18.3	10440	3384	14625	79461	2578	114428	827	
60	ウェーリス・準学(1%)	West of England	0.5	1992	n/a	n/a	n/a	n/a	20200	18235	90.3	275	262	6.6	290	890	94.8	681	63.2	760	19.2	51419	4420	23622	79461	2578	114428	848	
61	ウェーリス・準学(4%)	Plymouth	0.7	1992	14	6.0%	13	7.42	18810	17750	94.4	268	404	5.0	332	946	94.3	580	61.5	750	15.7	51853	7453	28209	95515	638	112942	848	
62	ウェーリス・準学(2%)	Northumbria	0.3	1992	13	5.0%	24	6.36	19805	16780	84.6	291	280	11.2	31.8	91.3	80.3	730	84.1	760	20.0	44753	6068	41671	92492	214	109034	848	
63	ウェーリス・準学(5%)	De Montfort	0.6	1992	12	7.0%	13	6.41	14810	14080	94.4	248	272	4.8	42.8	97.1	81.5	65.7	51.1	770	17.0	62913	9103	30094	102110	531	113714	848	
64	ウェーリス・準学(4%)	Hertfordshire	0.3	1992	12	10.0%	22	5.46	17710	15655	83.6	244	249	11.3	39.9	97.9	82.3	65.3	47.3	730	14.4	45884	3271	35588	84523	1164	105660	800	
65	ウェーリス・準学(6%)	Gloucestershire	0.3	2001	13	6.0%	22	5.215	15500	14110	83.1	239	213	3.3	32.2	95.0	82.1	64.2	56.2	740	16.5	51271	1100	9195	31566	355	37490	843	
66	ウェーリス・準学(2%)	Sheffield Hallam	0.4	1992	14	11.0%	16	6.39	20885	18410	89.7	268	270	6.5	39.3	95.7	83.8	64.2	58.3	730	18.1	42408	7667	33967	103742	613	119810	866	
67	ウェーリス・準学(2%)	Brighton	0.8	1992	15	7.0%	20	7.323	14465	12985	89.0	278	248	10.1	294	930	94.7	65.3	58.5	740	20.0	37401	4029	26878	68308	711	108492	847	
68	ウェーリス・準学(4%)	Coventry	0.3	1992	12	13.0%	12	6.48	13440	11580	86.0	260	279	11.6	394	963	94.7	67.5	61.0	750	19.1	41289	2032	29380	72661	838	92184	78.8	
69	ウェーリス・準学(4%)	Bedfordshire	0.2	2005	n/a	n/a	n/a	n/a	9040	8085	88.9	215	166	16.8	42.8	99.3	90.3	85.6	55.6	47.7	770	15.2							
70	ウェーリス・準学(4%)	Worcester	0.2	2005	n/a	n/a	n/a	n/a	9040	8085	88.9	215	166	16.8	42.8	99.3	90.3	85.6	55.6	47.7	770	15.2							
71	ウェーリス・準学(4%)	Staffordshire	0.1	1992	12	7.0%	12	5.37	9310	8345	95.5	232	308	5.6	39.1	97.7	78.1	69.0	63.0	760	17.5	41988	3468	19190	64656	269	74758	86.5	
72	ウェーリス・準学(4%)	Bath Spa	0.4	2005	14	0.0%	7	3.65	5015	4380	88.9	287	281	2.8	31.3	95.1	87.0	59.0	67.7	770	21.6	13127	161	4802	17890	161	21217	84.3	
73	ウェーリス・準学(4%)	Birmingham City	0.2	2007	11	0.0%	15	4.28	15115	13695	90.6	258	258	5.1	45.9	97.7	75.5	65.7	57.3	720	16.5								
74	ウェーリス・準学(4%)	Central Lancashire	0.4	1992	19	4.0%	6	7.29	n/a	n/a	n/a	252	32.8	7.8	38.1	97.2	72.9	70.1	49.3	760	20.2	51032	2077	30295	83404	109	98000	85.1	
75	ウェーリス・準学(12%)	Lampeter	1.0	1971	12	0.0%	3	2.5	1475	1100	74.6	252	42.3	11.5	38.9	92.5	82.7	61.8	52.8	740	14.6	5652	265	1787	7704	247	9842	78.3	
76	ウェーリス・準学(4%)	York St. John College	0.2	1841	n/a	n/a	n/a	n/a	4450	4250	95.5	288	235	2.2	28.9	93.2	84.9	58.8	52.9	750	20.0	987	14	7085	16946	395	21783	77.9	
77	ウェーリス・準学(4%)	Worcester	0.1	1999	n/a	n/a	n/a	n/a	4370	4255	90.1	236	44.9	4.9	38.8	97.1	83.9	68.2	48.4	760	20.0	9724	771	7423	17928	57	20059	89.4	
78	ウェーリス・準学(4%)	Teesdale	0.2	1970	13	8.0%	12	5.51	9700	8325	85.8	257	36.5	4.6	48.8	98.1	72.7	67.3	52.4	770	19.3	30453	1194	21905	55552	427	63351	84.5	
79	ウェーリス・準学(4%)	Cumbria	0.1	1822	n/a	n/a	n/a	n/a	6450	5880	83.1	256	231	2.4	32.1	98.6	84.2	71.4	48.8	700	14.9	4293	3	940	5238	26	5894	83.9	
80	ウェーリス・準学(4%)	Salford	0.9	1967	13	11.0%	13	6.48	14005	12385	88.4	253	226	34.1	47.7	480	98.3	75.6	59.3	50.2	770	16.1	3752	6031	38131	90138	43	11353	78.3
81	ウェーリス・準学(4%)	Sunderland	0.5	1992	12	1.0%	11	4.29	8125	7530	92.7	226	341	14.7	480	98.3	75.6	59.3	50.2	770	16.1	3752	6031	38131	90138	43	11353	78.3	
82	ウェーリス・準学(4%)	Lincoln	0.5	1992	15	0.5%	14	7.185	8720	8280	95.0	266	214	6.5	36.3	97.5	85.0	60.4	57.1	750	23.7	33811	908	10162	44501	124	59230	75.1	
83	ウェーリス・準学(4%)	Huddersfield	0.2	1992	14	7.0%	18	6.29	12655	11595	91.6	265	36.8	5.5	42.8	97.6	81.2	56.9	51.9	740	16.1	37463	2062	15554	55079	722	76131	72.3	
84	ウェーリス・準学(4%)	Edge Hill	0.1	2005	n/a	n/a	n/a	n/a	7130	6410	88.9	248	34.4	0.9	39.8	98.3	79.2	56.8	46.1	780	19.8	16347	74	4950	21371	201	31025	68.9	
85	ウェーリス・準学(4%)	Kingston	0.4	1992	13	9.0%	15	6.42	18870	16760	88.8	236	34.4	12.5	37.2	95.8	79.4	61.0	60.1	730	19.1	42379	1444	30650	74473	1043	90716	82.1	
86	ウェーリス・準学(4%)	Manchester Metropolitan	0.5	1992	14	9.0%	19	6.185	26460	24090	91.0	266	19.3	7.4	35.9	94.6	79.0	63.8	57.2	720	19.7	79909	5746	33348	119003	1627	139644	85.2	
87	ウェーリス・準学(4%)	Chester	0.2	1839	n/a	n/a	n/a	n/a	8145	7565	92.9	267	274	1.9	36.7	96.7	78.2	65.1	54.8	730	18.3	10199	228	11273	21700	128	24760	87.6	
88	ウェーリス・準学(4%)	Roehampton	0.8	2004	n/a	n/a	n/a	n/a	6905	5875	85.1	251	29.0	6.0	35.7	96.5	78.5	56.8	51.0	710	18.4	20200	1321	9684	31215	373	40200	77.6	
89	ウェーリス・準学(4%)	Northampton	0.2	2005	14	3.0%	15	7.452	7465	6885	92.2	233	40.0	5.6	35.3	96.3	81.3	58.3	53.7	750	20.4	21077	1025	14178	36260	372	42824	85.1	
90	ウェーリス・準学(4%)	Glanorgon	0.4	1992	13	6.0%	11	6.47	12815	11235	87.7	263	41.8	13.3	42.2	98.3	89.1	60.4	52.4	740	18.3	37108	2247	17548	59603	422	70459	80.8	
91	ウェーリス・準学(2%)	Canterbury Christ Church	0.2	1999	13	0.1%	13	6.325	8580	7330	85.4	238	36.2	6.6	34.6	96.9	80.2	59.0	49.7	730	18.3	19202	659	17609	37470	37	50816	73.7	
92	ウェーリス・準学(4%)	Liverpool John Moores	0.4	1992	15	8.0%	12	7.36	16910	15115	89.4	244	224	8.0	40.8	96.3	76.1	58.8	45.7	730	19.6	55675	3779	26253	85707	579	103618	82.7	
93	ウェーリス・準学(4%)	Westminster	0.5	1992	11	3.0%	14	5.41	14075	11190	79.5	249	28.5	16.5	44.4	95.6	77.5	54.1	51.5	690	16.4	48964	4021	35372	88357	1147	102825	85.9	
94	ウェーリス・準学(4%)	Leeds Metropolitan	0.2	1992	12	1.0%	20	5.27	18535	17115	92.3	257	24.3	4.4	32.5	92.6	82.1	59.9	53.0	680	21.1	56754	1762	28507	87023	458	101218	86.0	
95	ウェーリス・準学(4%)	Wolverhampton	0.3	1992	20	3.0%	10	7.332	13330	12080	90.6	204	34.4	10.9	51.6	98.9	73.4	60.9	44.8	720	19.0	47772	2284	26281	76337	1721	96658	79.0	
96	ウェーリス・準学(4%)	Andia Ruskin	0.2	1992	15	0.0%	11	7.375	10330	9415	85.4	257	48.0	8.5	37.1	98.2	74.3	66.2	55.5	680	19.7	72053	755	72671	72053	755	89496	80.5	
97	ウェーリス・準学(4%)	Derby	0.1	1992	14	5.0%	14	6.29	9920	8330	94.1	231	40.1	7.5	38.6	98.3	76.5	54.9	46.6	720	19.8	32728	1001	16698	50427	96	82121	81.2	
98	ウェーリス・準学(4%)	Midlesex	0.5	1992	14	1.0%	22	6.312	14460	12755	88.2	194	38.5	15.5	47.5	97.8	64.7	64.4	50.8	700	23.4	53012	1475	43283	97770	217	118480	82.5	
99	ウェーリス・準学(4%)	Greenwich	0.3	1992	15	6.0%	22	7.39	15055	13025	86.5	212	48.1	12.9	46.1	97.9	75.8	59.6	44.9	730	22.9	46540	9118	30845	86503	575	106255	81.4	
100	ウェーリス・準学(4%)	Thames Valley	0.2	1992	8	3.0%	24	4.143	8890	8325	93.6	197	61.5	15.4	40.2	98.3	63.8	59.7	50.4	730	20.6	27955	339	27599	58693	409	60891	91.8	
101	ウェーリス・準学(4%)	Buckinghamshire New	0.1	1999	10	2.0%	33	4.11	5140	4970	96.7	210	36.8	11.8	36.8	97.0	79.8	50.9	46.3	680	20.3	18126	1341	12222	31689	140	41792	75.8	
102	ウェーリス・準学(4%)	London South Bank	0.3	1992	12	13.0%	21	5.38	11525	10085	87.5	179	58.9	10.5	44.8	98.5	89.4	63.2											

		SSR	HEFCE	RC&契約	D+E	各大学収入の合計	総収入にD+Eの占める割合(%)	Research Quality
Oxford	I・研究	10.8	134739	149744	284483	426549	66.7	3.5
Cam	I・研究	11.6	138821	148978	287799	446755	64.4	3.7
IC of Science, Technology & Medicine	I・研究	10.3	112966	152984	265950	381230	69.8	2.7
St. Andrews	I・研究	12.4	25949	17287	43236	73224	59.0	2.5
UCL	I・研究	8.9	127862	148034	275896	431510	63.9	2.7
Warwick	II・准研究大学 A	13.1	50591	28057	78648	191479	41.1	2.4
LSE	II・研究	13.3	18748	12205	30953	104344	29.7	2.8
Durham	II・研究	14.8	49719	25437	75156	129219	58.2	2.5
Exeter	I・研究	17.5	36799	12311	49110	96202	51.0	2.5
Bristol	I・研究	13.1	77948	56923	134871	209265	64.4	2.6
York	I・研究	13.1	32809	27811	60620	113319	53.5	2.5
Kings's College London	I・准研究大学 A	11.4	103361	91426	194787	318815	61.1	2.0
Bath	II・准研究大学 B	15.0	36114	19789	55903	101254	55.2	2.0
Edinburgh	I・研究	12.4	113600	87833	201433	314068	64.1	2.8
Leicester	I・准研究大学 A	14.7	43482	36044	79526	145842	54.5	1.9
Southampton	I・准研究大学 A	13.9	75114	70397	145511	233796	62.2	2.0
Loughborough	II・准研究大学 A	17.0	44875	24911	69786	121869	57.3	2.1
Sheffield	I・准研究大学 A	14.2	79284	64108	143392	237988	60.2	2.4
Glasgow	I・准研究大学 A	13.2	106484	76379	182863	264845	69.0	2.2
Nottingham	I・准研究大学 A	13.7	76990	64659	141649	265302	53.4	2.1
Newcastle	I・准研究大学 A	14.9	76385	50747	127132	212929	59.7	2.0
Birmingham	I・准研究大学 A	14.9	90622	68048	158670	279521	56.8	2.1
Lancaster	II・准研究大学 A	13.7	33992	14353	48345	95437	50.7	2.4
Manchester	I・准研究大学 A	13.6	100378	77059	177437	328574	54.0	2.4
Aston	II・教育大学	16.5	21292	4762	26054	53392	48.8	1.2
Cardiff	I・准研究大学 B	14.7	65862	39548	105410	167906	62.8	1.8
Leeds	I・准研究大学 A	13.9	105665	71058	176723	302607	58.4	2.0
East Anglia	I・准研究大学 B	17.1	31578	21641	53219	98412	54.1	1.8
Liverpool	I・准研究大学 B	12.2	74612	53271	127883	205650	62.2	1.8
Royal Holloway	II・准研究大学 A	14.5	22753	8830	31583	63189	50.0	2.3
Reading	II・准研究大学 A	16.7	42102	21805	63907	123805	51.6	2.1
Queen's Belfast	I・准研究大学 B	15.2	67555	27086	94641	158660	59.7	1.7
Aberdeen	I・准研究大学 B	15.1	51680	33554	85234	124961	68.2	1.9
Sussex	I・准研究大学 A	15.5	36714	20988	57702	94626	61.0	2.2
Queen Mary London	I・准研究大学 A	13.0	53861	34021	87882	139604	63.0	2.0
Surrey	II・准研究大学 B	16.8	31159	22511	53670	131453	40.8	1.8
Strathclyde	II・准研究大学 B	19.1	70171	22672	92843	158765	58.5	1.6
Kent	II・教育系大学	17.1	30612	8473	39085	77864	50.2	1.4
Heriot-Watt	II・准研究大学 B	15.6	30401	12451	42852	82069	52.2	1.7
Dundee	II・准研究大学 B	14.0	47438	38493	85931	130776	65.7	1.5
Keele	I・教育系大学	14.3	21046	8752	29798	64615	46.1	1.2
Essex	II・准研究大学 B	13.7	23078	10376	33454	68451	48.8	1.8
Hull	I・教育系大学	18.7	37593	9639	47232	94481	50.0	1.1
Goldsmiths College	II・准研究大学 B	12.7	22661	2030	24691	44340	55.7	2.1
Aberystwyth	II・准研究大学 B	17.6	29269	9980	39249	68926	56.9	1.7
Brunel	II・准研究大学 B	17.8	39362	9523	48885	88721	55.1	1.6
Stirling	II・教育系大学	14.2	25697	7036	32733	65609	49.9	1.3
City Univ. London	II・教育系大学	17.8	21688	6590	28278	100741	28.1	1.2
Swansea	II・准研究大学 B	14.7	36877	10295	47172	91580	51.5	1.5
Oxford Brookes	准学士号授与大学	18.4	32068	4351	36419	90704	40.2	0.6
Bradford	II・教育系大学	15.0	29999	7149	37148	72211	51.4	1.0
Bangor	II・准研究大学 B	18.9	31364	9777	41141	75235	54.7	1.5
Portsmouth	准学士号授与大学	18.7	46090	4645	50735	96263	52.7	0.5
Nottingham Trent	准学士号授与大学	17.1	56628	3798	60426	114373	52.8	0.4
Bournemouth	准学士号授与大学	20.8	23764	1666	25430	57443	44.3	0.4
Chichester	II・教育系大学	18.3	10440	339	10779	17694	60.9	0.2
West of England	准学士号授与大学	19.2	51419	4420	55839	114428	48.8	0.5
Plymouth	I・教育系大学	15.7	59853	7453	67306	112942	59.6	0.7

Northumbria	准学士学位授予大学	20.0	44753	6068	50821	109034	46.6	0.3
De Montfort	准学士学位授予大学	17.0	62913	9103	72016	113714	63.3	0.6
Hertfordshire	准学士学位授予大学	14.4	45684	3271	48955	105660	46.3	0.3
Gloucestershire	准学士学位授予大学	16.5	21271	1100	22371	37430	59.8	0.3
Sheffield Hallam	准学士学位授予大学	18.1	62408	7367	69775	119810	58.2	0.4
Brighton	I · 教育系大学	20.0	37401	4029	41430	80642	51.4	0.8
Coventry	II · 教育系大学	19.1	41269	2032	43301	92184	47.0	0.3
Bedfordshire	II · 教育系大学	15.6	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	0.2
Winchester	教员养成	17.2	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	0.4
Staffordshire	准学士学位授予大学	17.5	41998	3468	45466	74758	60.8	0.1
Bath Spa	II · 教育系大学	21.6	13127	161	13288	21217	62.6	0.4
Birmingham City	II · 教育系大学	16.5	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	0.2
Central Lancashire	准学士学位授予大学	20.2	51032	2077	53109	98000	54.2	0.4
Lampeter	II · 教育系大学	14.6	5652	265	5917	9842	60.1	1.0
York St. John	II · 教育系大学	20.0	9867	14	9881	21783	45.4	0.2
Worcester	II · 教育系大学	20.0	9734	771	10505	20059	52.4	0.1
Teesside	II · 教育系大学	19.3	30453	1194	31647	63351	50.0	0.2
Cumbria	II · 教育系大学	14.9	4293	5	4298	5894	72.9	0.1
Salford	II · 教育系大学	18.6	45976	6031	52007	115154	45.2	0.9
Sunderland	准学士学位授予大学	16.1	37752	3171	40923	73325	55.8	0.5
Lincoln	准学士学位授予大学	23.7	33811	508	34319	59230	57.9	0.5
Huddersfield	准学士学位授予大学	16.1	37463	2062	39525	76131	51.9	0.2
Edge Hill	教员养成	19.8	16347	74	16421	31025	52.9	0.1
Kingston	准学士学位授予大学	19.1	42379	1444	43823	90716	48.3	0.4
Manchester Metropolitan	II · 教育系大学	19.7	79909	5746	85655	139644	61.3	0.5
Chester	II · 教育系大学	18.3	10199	228	10427	24760	42.1	0.2
Roehampton	II · 教育系大学	18.4	20200	1321	21521	40200	53.5	0.8
Northampton	II · 教育系大学	20.4	21077	1025	22102	42624	51.9	0.2
Glamorgan	准学士学位授予大学	18.3	37108	2247	39355	70459	55.9	0.4
Canterbury Christ Church	准学士学位授予大学	18.3	19202	659	19861	50816	39.1	0.2
Liverpool John Moores	II · 教育系大学	19.6	55675	3779	59454	103618	57.4	0.4
Westminster	II · 教育系大学	16.4	48964	4021	52985	102825	51.5	0.5
Leeds Metropolitan	教员养成	21.1	56754	1762	58516	101218	57.8	0.2
Wolverhampton	II · 教育系大学	19.0	47772	2284	50056	96658	51.8	0.3
Anglia Ruskin	准学士学位授予大学	19.7	40804	3578	44382	89496	49.6	0.2
Derby	II · 教育系大学	19.8	32728	1001	33729	62121	54.3	0.1
Middlesex	准学士学位授予大学	23.4	53012	1475	54487	118480	46.0	0.5
Greenwich	I · 教育系大学	22.9	46540	9118	55658	106255	52.4	0.3
Thames Valley	II · 教育系大学	20.6	27955	339	28294	60991	46.4	0.2
Buckinghamshire New	准学士学位授予大学	20.3	18126	1341	19467	41792	46.6	0.1
London South Bank	准学士学位授予大学	25.2	39476	4828	44304	94760	46.8	0.3